

埼玉県中央児童相談所長 様

埼玉県中央児童相談所の第三者評価
報告書

(令和5年度3月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で埼玉県中央児童相談所第三者評価を実施した。

●評価の方法

2020年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2023年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

58項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学4年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

児童相談所第三者評価の実施方法	1
目次	3
総評	
総評.....	5
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求.....	10
第Ⅱ部 児童相談所の組織.....	11
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理.....	13
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援.....	15
第Ⅴ部 社会的養育の推進.....	17
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援.....	18
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携.....	19
アンケート結果	
こどもアンケート結果.....	20
関係機関アンケート結果.....	41

総評

(2023年12月13日~14日 実地調査実施分)

総評

【総論】

埼玉県中央児童相談所（以下、「貴所」とする。）では、職員一人ひとりにおいて、子どもや社会を見る力、ソーシャルワーク力が高いことが、インタビューやデータなどを通じて感じられました。職員はケースについてよく考え、より良い方策を検討し、できる限りより良いソーシャルワークを実行していることが随所で感じられました。

一方で、全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料等からも分かるように、埼玉県は全国と比べても職員数や社会的養護のリソースが不十分と思われます。そのため、子どもを一時保護し、社会的養護での養育方針が所の判断として迅速に決められても、行き場のない状態が続きます。特定の社会的養護の施設では、現時点での状況を踏まえると、今年度だけでなく来年度も入所が難しい状態です。こうした事情から、個々の職員の尽力にも関わらず、一時保護の長期化が生じ、また子どもの選択肢を狭めることにもつながり、子どもの成長支援の観点から適切とは言えません。

社会的養護の推進及び計画実行のために「埼玉県社会的養育推進計画」が作成され、来年度までが計画期間となっていますが、計画されているもののうち、例えば「県が一時保護所に心理職員を配置する」ことが未だ達成されていません。力能を充実させるためには常勤職員の配置が望まれます。また、同計画では「児童自立支援施設の充実を図ります」と併せて「児童養護施設等における心理担当職員の常勤化を促進し」とされていることから、児童相談所との兼務ではなく、児童自立支援施設についても心理担当職員の常勤化が望まれます。そのことが措置先の決定に際して、子どもの最善の利益のために、児童相談所が採りうる選択肢を広げることに繋がるものと考えます。県として「埼玉県社会的養育推進計画」の期間内での確実な実行と、本報告書の指摘事項については、年度ごとの進捗状況を適時公開することなど、なお一層の施策向上を図られることを期待します。

【各論：ミクロ】

○ 職員それぞれが子どもの最善の利益を図る姿勢を持ち、各職種に求められる専門性をもって家族と子どもを的確にアセスメントし、支援方法を検討されていました。個別の記録の整理や、プレゼンテーション能力なども高いと感じられました。また児童虐待や非行相談などの複雑・困難なケースにおいては、一人ひとりの子どもやその家族と真剣に向き合った真摯なソーシャルワークを心がけておられ、丁寧に取り組まれていました。

○ 業務の改善見直しについてフランクに提案できる環境である、との声も複数あり、風通しの良い職場であることが感じられました。

【各論：メゾ】

○ 家族再統合支援では、段階的親子交流の具体的な再統合プログラム作成を、実施にあたってのアセスメントを策定のうえ実践されていました。このような、家族関係再構築の難しいケースについても取り組む組織としての積極性は評価できます。

○ 「受理会議」「診断（判定）会議」「援助方針会議」（以下、「援助方針等会議」という。）は児童相談所の相談援助活動の根幹をなすものであり、多くの職員の参加によって多角的・重層的によりよい検討するための運営が求められています。しかし貴所では、ケース担当児童福祉司の報告と、それに対する管理職等の質問がメインとなっており、事例担当児童福祉司が担当する事例の報告等を終えると退席される様子も見られました。援助方針等会議は児童相談所の専門性の担保となる重要な合議の場であり、若手職員にとっては貴重な OJT であることに鑑み、よりよい運営形態について計画的に検討していくことも一考です。また、より一層の多角的検討のために、①児童心理司の積極的な関与、②子どもの行動観察をし、意見表明に接している一時保護所職員、③医師、保健師、弁護士等の会議出席が望まれます。

○ 一時保護所について、他の県内児童相談所を含め定員をオーバーする状態が見られることから、一時保護委託の例が多くなっています。その際、「一時保護所で保護をするか／一時保護委託をするか」という判断を、保護のタイミングでの一時保護所の空き状況によって選別される状態になっています。これは保護中の子どもの適切な支援という点で課題です。また、一時保護委託をされた場合は、児童福祉司や児童心理司が子どもに会うための負担が増大しています。

○ 今回の評価で実施した職員への自己評価アンケートは、各職員の業務課題に対する気づき、また職員全体の意識や知識の状態を、所として把握することも目的としています。今後は是非、全職員に対して定期的にアンケートを行い、その結果を分析するなどしてご活用いただきたいと思います。

○ 市町村アンケートについては、管内 8 市町のすべてではなく 4 箇所の回答に留まっています。また回答が寄せられた基礎自治体の中には、「児童相談所の実際の援助の動きや流れがわからない」「（児童相談所に）相談したり、助言を求めることへのためらいがある」などの連携の取りづらさを示唆する内容が寄せられています。

【各論：マクロ】

○ 貴県では今年度、児童虐待防止への取組みとして、①県の児童相談所職員 47 名の増員、②ICT を活用した児童相談所の業務効率化、③一時保護所を併設した 8 番目の児童相談所の新設(令和 7 年度)、④SNS を活用した相談窓口の開設、⑤児童相談所 OB の派遣をはじめとする市町村への技術的支援、など児童相談所を中心とした機能の強化に取り組まれています。また貴県は虐待事案の通告受理後の安全確認における「48 時間ルール」の発祥の地でもあります。とくに受理会議等で見られる虐待対応の手続き面では、積年の努力工夫の積み上げが随所に感じられました。

○ 貴所が直接関わった事例ではないものの、県内では平成 31 年と令和 4 年に児童虐待重大事例の検証報告書が提出、公表されています。特に、後者では「家庭訪問での聴取方法など行動基準の明確化」「多部門における様々な施策と連携した、効果的な見守り方法等の検討」などが児童相談所の課題として提言されています。これらの課題達成のためには、それらを担う児童福祉司の専門性の向上と人員増が基本であると考えます。

こうした視点から貴所の運営状況について見てみると、まず、児童福祉司など職員が欠員状態のまま運営されており、法定人数に対して 8 割に充たない現員人数であることは大きな問題と思われる。また、一時保護所についても担当課長自らが勤務のローテーションに入るなど、一時保護所の夜勤二交替体制に見合う職員が配置されていないことも、県としての的確な職員配置が為される必要性を強く感じます。

ミクロ/マクロにおける様々な問題点の主な要因は、こうした職員配置の不足状態の継続にも依ると考えられます。児童相談所はもとより、本庁や人事当局を含めた県全体としての取り組みが必要ではないでしょうか。

○ 一時保護所の子どもの長期滞留、恒常的定員超過は子どもの権利侵害につながる問題とも言えます。被虐待や発達障害、心身症の子どもなど複合的な課題を抱える子どもたちの治療・生活の場（児童心理治療施設や児童自立支援施設）の確保を優先し、さらに児童養護施設、（福祉型）障害児入所施設のスキルアップ、専門里親の認定者を増やすことなど、早急に児童福祉審議会等で実態調査のうえ、県としての施策化が求められます。

○ 組織のガバナンスとして、貴所では県の児童福祉行政監査を毎年受検されており、これを相談援助活動におけるガバナンスとして更に活用されることを期待します。また、児童福祉審議会における「専門的知見を求める事例」の審議を増やし、児童相談所職員、審議会委員双方のスキルアップを目指すことにより、児童相談所全体の業務対応力が増すものと思われる。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<p>○ 職員一人一人の業務への取り組みや、大量の業務をこなす能力については評価できます。少ない人員で、かつ一時保護を含めた社会的養護のリソースが乏しい状況の中、子どもの最善の利益を図り、専門的スキルをもって意欲的に支援されています。</p> <p>○ 一方で非常に多忙な勤務状況にあり、職員の学びの保障や意欲維持に支障をきたす恐れがあります。職員の育成やケアについて検討する時期と考えられます。個人の資質や取り組みだけでは限界があり、無理な状態が続くと、思わぬミスやトラブル等に繋がりがねません。またスーパーバイザーの任を担う方々は、自らの困難事例をも担当され、過剰な勤務状況となっており、改善が望まれます。</p>
児童相談所	<p>○ 所のできるごととして、①児童相談所の職員が働きやすい環境づくり、②医療や法律などの関係団体との連携や、多様な専門職や地域などとの協働をも含めての社会資源の開発、③市町村支援、は同時並行で行う必要があると考えられます。特に①については使用 PC の形式が古く動作に時間がかかるため、職員への大きな負担となっています。機器をスペックアップし、PC 作業における業務効率化を図られることが必要と考えます。本評価をもとに本庁宛に要望を続けていただきたいと思います。</p> <p>○ 児童相談所運営指針では、援助方針会議は「多角的、重層的に検討を行う」とされています。その点で、事例を担当する児童福祉司だけではなく、児童心理司や一時保護所職員の積極的関与、また医師や弁護士等の参加による多角的視点をふまえた検討が望まれます。とくに、一時保護所の職員の参加については、一時保護中の子どもの生活状況、意見表明、行動診断等の確認のほか一時保護所の全体状況の把握の必要も考えられます。援助方針等会議への参加を保障できる態勢を児童相談所として検討することが望まれます。</p> <p>○ 弁護士とのさらなる連携を促進し、ケースに関する証拠に基づく事実認定、適正手続きの確保、子どもや保護者との面談、家庭や地域への同行訪問、触法・虞犯少年の支援などに弁護士を活用し、法的対応を強化することが必要と考えられます。</p> <p>○ 児童福祉審議会への意見聴取が必要と認められるのは、「法律や医療等の幅広い専門的な意見を求める場合」、「子どもの最善の利益を図るためにより客観的な意見が必要とされる場合」とされています。児童福祉法第 28 条の案件だけではなく、このようなケースについても児童福祉審議会の積極的な活用が期待されます。</p> <p>○ 埼玉県児童相談所は 48 時間ルール発祥の地であり、児童虐待の初期対応の仕組みに先鞭をつけた自治体として先取の氣勢は注目されていると思います。児童相談所と市町村、施設、里親等の関係者および家族や一般県民に対して、プライバシーに配慮したうえで児童相談所業務の実践内容や子どものために努力工夫していること、職員の意見などを、県内の児童相談所との共同でもよいので、ニュースレターなどの形で発信していくことが望まれます。</p>

設置自治体	<p>○ 児童福祉司など職員が欠員状態のまま運営されており、法定人数に対して現員人数が大幅に不足していることは大きな問題とされます。また、一時保護所についても二交替制に見合う職員が配置されておらず、県としての的確な職員配置がなされる必要性を強く感じます。</p> <p>○ 子どもと家庭にとって最も身近な市町の子ども家庭支援力の向上、児童相談所との連携強化や役割分担による協働を推し進めていただきたいと思います。そのためには、児童相談所での市町職員派遣の受入れや、相互派遣などの企画検討、また外部講師を招いての市町職員と児童相談所職員の合同事例研修会の開催などが望まれます。</p> <p>○ 一時保護所の定員の拡大、社会的養護の資源の不足についての対応が急務と考えます。特に、医療や心理的ケアを必要とする場合の行き場が少なく、一時保護が長期化すると子どもにとって大きな負担となります。また、措置先の調整等に多く業務時間を要するために、職員にも負荷がかかっています。現場から現状を真摯に聞き取り、長期的な社会的養護のあり方についての指針作成を提案します。</p>
国	<p>○ 社会的養護を必要とする子どもは、発達障害を持つ子どもや、被虐待で重篤なダメージを受けた子どもが多数を占める中で、その対応に社会的養護全体が疲弊し、児童相談所が措置先の選定に苦慮する状況があります。家庭養育を適切に推進するためにも、施設の高機能化が求められるところであり、そのために、多様な機能を拡充するとともに、施設を支えるための外部の資源を充実させることを求めます。</p> <p>次に政策の決定の根拠、実施の効果分析などしっかりデータを取り、長期的な社会的養護のシステムを検討すべきと考えられます。都市部における児童養護施設等への入所困難な状況と、里親委託の不調などの現状に鑑み、現在推進されている家庭養護の問題点の整理、及び施設養護のメリット・デメリットの再評価等を目的とした調査研究の実施を望みます。また、それらを踏まえた社会的養護の在り方についての検討を期待します。</p> <p>○ 児童相談所が関わるケース全般における司法の関与について、医療保護、措置入院すべき子どもの扱いに関する指針を出す必要があるのではないかと考えます。本来ならば入院治療が必要な子どもが福祉施設にいることは適切ではありません。さらに非行領域で家庭裁判所が非協力的な面も、職員のヒアリング等から垣間見られたことから、「こどもまんなか」の理念を元に、他省庁にも積極的に働きかけていただきたいと思います。</p> <p>○ 今後は少子化等の影響により、社会的養護領域だけでなく、公務員福祉職/心理職の希望者が減少することが予測されます。その中で適切な人材確保をするために、給与や手当の改定など、他省庁への勧告権の活用などにより検討していただきたいと思います。</p> <p>○ 埼玉県中央児童相談所では児童福祉行政監査を毎年受検されていますが、児童福祉行政監査等の実施状況報告によると、実地指導の実施率は都道府県・政令市合計で 26.7%（令和3年度）と全国的には低調です。また、調査項目も事務処理、費用徴収、一時保護所の運営等が中心で、専門分野に属する児童相談所運営指針(厚労省局長通知)、子ども虐待防止の手引き(厚労省課長通知)による確認・指導まで手が回らないところが多いと思われます。児童相談所に対する自治体内でのガバナンス強化の方法として、都道府県・政令市等に対して児童福祉行政監査の未実施の自治体への実施の勧奨をしていただきたいと思います。そして相談援助業務についても実地指導の項目として明示し、それに対応できる監査体制の強化(福祉専門職の配置など)を促進することが望まれます。</p>

第 I 部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>【評価できる点】</p> <p>○ 職員の皆さんが真摯に子どもに向き合い、子どもの心情や状況に配慮されていることが、現地調査でのヒアリングからも感じられました。施設入所や里親委託の理由を丁寧に説明しつつ、子どもの意見聴取に努めており、子どもの権利を常に意識して接しています。</p> <p>○ 施設入所中の子どもへのアンケートでは、9 割以上の子どもが、日々の暮らしでの困りごとや家族のことなどについて担当の児童福祉司に聞いてもらっている、家族のことなども伝えられている、と答えていました。</p> <p>【課題・提案等】</p> <p>○ アンケート結果から</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 回答を寄せた施設入所中の子どもの約 1/4 が、施設入所に至った理由を「（説明されたかどうか）覚えていない」と回答しています。子ども自身が施設入所に至った理由を理解することは、子どもの「知る権利」を満たす意味を持つのみならず、日々の暮らしや今後の生活の基盤となる重要な事項であることに鑑みて、適宜繰り返し子どもと会い、説明することが望まれます。 2 施設入所している 4 割の子どもは、子どもの権利ノートについて「（持っているかどうか）わからない」と答えており、子ども達への確実な周知が必要です。 3 「施設でいつまで生活するのか」など将来の見通しについて、伝えられていないと答える子どもが 7 割という高い結果が示されています。これらの子どもは不安を抱いていると考えられますので、可能な範囲で、子どもが見通しを持てるよう説明することも望まれます。 <p>○ 社会的養護の資源が不足していることから、家庭で暮らすことができない子どもについて、限られた候補の中から措置先を選ばざるを得ず、子どもたちの生活場所に関する意見表明権が保障されない状況になっていることが危惧されます。また、職員の皆さんとは別の第三者が意見を聴取するアドボケイトの意義を再確認し、他の自治体例に関して情報収集するなどの取組みも必要と考えられます。</p>	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	B
No.3	子どもにとって重要な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	B
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	B

第Ⅱ部 児童相談所の組織

－ 児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

[評価できる点]

- 児童虐待通告を受け付けた場合の対応マニュアルや、アセスメントのための様々なツールが整備されています。所長を含む複数人による臨時の受理会議において緊急度、重症度等のアセスメントが行われ、初期対応方針を決定し、それに基づいて安全確認を漏れなく実施することができています。このような体制整備と共に、安全確認の日時や確認者が後の会議で報告され、記録するといった実践が徹底されているなど、優れた組織対応であると思われます。
- 今年度から業務効率化のシステム導入により、相談の記録、編集やデータ化がすすめられ、業務の効率化が期待されます。今後の本格導入に当たっては、導入成果について、内外に発信して頂くことが望まれます。
- 所内研修では家族再統合の各種療法などを取り上げ、県全体でも権利擁護や虐待等に関する専門性向上のための研修への派遣が進められています。
- 県本庁により児童福祉行政監査を実施し、毎年受検されていることは評価できます。その中で法定事項等のチェックがなされ、事務やケース処理の見直しが適宜行われていました。

[課題、提案等]

- 児童福祉司および児童心理司それぞれにおいて法定人数を大幅に満たない状況が続いており、まずは組織定数の補充を急ぐとともに、そののちに法定数の計画的な配置が求められます。また、一時保護所についても、担当課長以下 18 名で夜勤ローテーションを回すのは厳しいという声も現場から強く上がっていました。一時保護ニーズが高まっている中、支援の質の確保も含め、人員配置の増強が望まれます。
- 援助方針等会議において職員間の情報共有を図っておられますが、自身が担当する案件についての報告を終えると、会議の場から退席される様子も見られました。緊急対応等で会議全体を通しての参加が困難な場合はあると思いますが、担当外のケースであってもよりよい検討を行うために、会議参加の在り方について工夫の余地があると思われます。
- また、援助方針等会議においては、医師、保健師、弁護士、一時保護所職員の参加が見られませんでした。受理会議の際の初期調査の検討、診断・援助方針会議における子どもの状況や意見の把握、関係機関との調整等について、様々な視点から検討がなされる必要があります。その点においても、援助方針等会議の職員出席と会議運営方法については見直しが望まれます。
- 埼玉県児童相談所は 48 時間ルールの発祥の地でもあり、児童虐待の初期対応の仕組みに先鞭をつけた自治体として先取の気勢は注目されていると思います。日々の児童相談所業務を県民に広く周知し、子どもの権利や福祉への機運を醸成するために、県庁こども安全課とともに計画的な広報・啓発への取組みが望まれます。具体的には、プライバシーに配慮したうえで児童相談所業務の実践内容や子どものために努力工夫していること、職員の意見などをニュースレタ等の形で、県内の児童相談所の共同でもよいので、発信していくことなどが望まれます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	C
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	B
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	B
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	A
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	B
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A
No.12	児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか	B

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【評価できる点】</p> <p>○ 児童虐待通告を受理した際には目視による安全確認が実施され、その日時や確認者を明確に記録するなど、徹底されています。また安全度（一時保護の必要性）については、「緑」「黄」「赤」の色名が付加されており、職員間の認識に食い違いが生じないように確認・工夫されています。</p> <p>○ 援助方針等会議は、毎週木曜日の午前中に「三会議」として開催され、担当者のプレゼンテーションもコンパクトに要点がまとめられています。また、緊急を要するものは緊急受理会議等で対応しており、検討すべき全ケースの処理が時間内で行われるなど、会議は効率的に運営されています。</p> <p>○ ケースの引越し等に伴う「ケース移管」または「情報提供」については、移管元として「児童相談所運営指針」「全国児童相談所長会申し合わせ(平成 19 年)の取扱い」に沿って対応されています。特にリスクが高いとされる「転居を繰り返すケース」への対応も的確に行われていました。</p> <p>【課題、提案等】</p> <p>○ 児童虐待通告の初期アセスメントにおいて、市町とのアセスメントシート（例、在宅支援共通アセスメント）や一時保護要否判断基準（例、一時保護決定に向けてのアセスメントシート）が十分に共有されていません。このためリスク判断において両方で齟齬が生じるおそれがあります。これらの改善に向けては、児童相談所職員と市町職員等との合同研修会の開催が考えられます。なお、この研修会については、「令和 4 年度 埼玉県児童虐待重大事例検証報告書（令和 4 年 11 月）」において提言された「実践対応力の向上」を主眼の 1 つとすることが望まれます。</p> <p>○ 特にリスクの高いケースの調査・アセスメントについては、子どもの意向や状況把握がより重要になってきます。例えば、虐待者と同伴の面接では子どもは本音を話せない場合が往々にしてあります。このようなことから、子ども本人の他に誰と一緒にいたのか、本人の表情や態度等も簡潔に記録し、常日頃からリスク意識と感度を高めることが望まれます。また子どもは心身の苦痛を適切に訴えることが難しいことから、その健康状態を適切に見極めるよう一層留意することも望まれます。これらの実践は「児童虐待重大事例検証報告書（令和 4 年）」で求められている「家庭訪問での行動基準の明確化」と大いに関連し、市町村へのモデルになると考えられます。</p> <p>○ 特定妊婦や内縁関係者のケースは、DV との関連性があるなどリスクが高い場合も少なくありません。内縁関係者への直接的な聴取も容易ではありませんが、より丁寧で詳細なアセスメントが求められます。</p> <p>○ 援助方針等会議の資料・記録に、子どもや保護者、市町等の関係機関のそれぞれの意見欄がありません。特に子どもの意見欄を設けることによって、子どもの最善の利益の尊重を明確に位置づけることができます。</p> <p>○ 援助方針等会議では、担当の福祉司、心理司以外の発言が少なく、発言者に偏りが見受けられました。乳幼児、障害児のケースであれば保健師、思春期の子どもの子の心身の健康把握に関しては精神科医等の視点をふまえた検討が望まれます。</p> <p>特に一時保護所の職員の参加によって、一時保護中の子どもの生活状況、意見表明、行動観察等の行動診断が援助方針の決定に十分に反映されなければなりません。一時保護所の管理職、保育士、児童指導員などの</p>

職員の援助方針等会議への参加を保障する態勢や、O J Tとして援助方針等会議を位置づける取り組みが望まれます。

○ 施設入所措置中のケース進行管理については、施設アンケートによると「再アセスメントは施設主導で行っている」「家庭環境調査を依頼しても時間がかかる」などの意見があり、進行管理における施設との協働や連携強化の一層の充実が求められています。

○ 家族再統合の支援において、これまで以上に市町との協議を行い、包括的なアセスメントの共有をはかり、援助における役割分担を明確にする必要があります。そのためには個別ケース検討会議の開催が少ない市町の要保護児童対策地域協議会に対して、その開催を促すなど積極的な関与が望まれます。

○ 移管先の事情により、「ケース移管等の申し合わせ」に基づくべき児童相談所間の引き継ぎが円滑に行われていない事例が認められます。関東甲信越など各ブロック内の実務者や所長会議での自治体間協議を行う等によって、引っ越し等によるリスクからの子どもの安全の確保や、家族への切れ目のない支援の充実を図るなどの改善への積極的な取り組みが求められます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.13	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.14	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.15	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.16	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	S
No.17	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.18	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.19	アセスメントが適切に行われているか	A
No.20	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	B
No.21	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	B
No.22	援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	A
No.23	援助方針の内容は適切か	B
No.24	市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	B
No.25	在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	A
No.26	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	B
No.27	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	B
No.28	児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	A
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.30	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－ 社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案

【評価できる点】

- 里親や施設職員からは、「児童相談所職員は子どもと熱心に向き合い、日々の養育へのサポートがなされている」との評価を得ています。
- 措置先との連携においては、委託前から連携を密にし、協議がおこなわれています。また、措置解除の判断も子どもや家庭の状況を多面的に判断し、慎重かつ確に行われています。
- 18歳以上の子どもの支援についても、県内に多く設置されている自立援助ホームと連携しつつ適切に行われています。

【課題、提案等】

- これまでも繰り返し指摘があったように、全体的に社会的養護の資源が不足しています。県内児童養護施設のほとんどにおいて入所率が高く、また定員と現員との開差が大きい施設であっても、子どもの年齢や性別、施設職員の状況により、施設入所措置が困難な状況にあります。特に児童心理治療施設、児童自立支援施設等への措置が適当な子どもが長期間、一時保護を余儀なくされたり、他の支援を選択せざるを得ない現状が見受けられます。“どのような社会的養護の下での生活を希望するか”という、子どもの意見の聴取や反映に困難が生じることも危惧されます。このような課題の解消に向けて、児童福祉審議会での調査等も行ったうえで、本庁との一層の協議のもと、改善計画の策定とその実施が必要です。
- 里親や施設職員からのアンケート結果によると、児童相談所の支援について肯定的な意見も多い反面、子どもとの面会頻度や、里親・施設支援への丁寧さがケースによって異なり、様々な支障を感じているとの意見もあります。施設については、施設で実施されているケース検討会に児童相談所職員が参加すること等によって、施設職員との相互交流をはかり、子どもの現状や将来への展望などの一層の共有を進められることを期待します。また里親については、関係性の構築に苦慮されている様子が見受けられました。里親との対等な関係性を前提にしながらも、児童相談所職員の専門性を背景に、里親を育てるという意識を持って支援に当たることが必要と思われる。
- 自立支援計画の策定や見直しに際しては、子どもの意向が十分に考慮されるような仕組みを設けることが求められます。特に高校生については、卒業後の希望や自立に向けた計画的な支援が望まれます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.31	社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	B
No.32	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.33	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.34	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	B
No.35	援助方針の見直しが適切に行われているか	A
No.36	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	B
No.37	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.38	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.39	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.40	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.41	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.42	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	B
No.43	子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.44	18歳を超えても、必要なケースについて支援を行なっているか	A

第V部 社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取り組みに関する提案 等	
<p>【評価できる点】</p> <p>○ 社会的養護施設用に入所している間から18歳以降までを見据えて退所者を支援するメニューがいくつかあり、活用している様子が見られました。特に家庭に復帰しない、または復帰できない子どもの生活支援などを行っていることは評価できます。</p> <p>○ 里親の登録認定、支援、マッチングなども合議体で検討し、子どもの状況や意見を汲み取ってより良い決定をするようなシステムは評価できます。</p>	
<p>【課題、提案等】</p> <p>○ 貴県の社会的養護推進計画では、「里親のリクルートから里親委託後のサポートまでを包括的に支援する里親フォスタリング事業など民間と連携した里親委託の推進に取り組みます。」とされています。しかしながら、全国的な傾向ではありますが、職員が里親とフォスタリング機関のそれぞれを援助/支援していくことで、業務が多忙になっています。また、里親に委託可能な子どもが減少し、措置の困難な、措置に至るまで時間を要する子どもや里親のケア/対応に多大な労力がかかっています。社会的養育を推進するためには、より一層の職員の増加やスキルアップなど必要ではないかと考えられます。</p> <p>そのうえで、フォスタリング機能の更なる充実に向けて、児童相談所の里親支援との協働を一層推し進める必要があります。特に子どもと里親家庭のマッチングや、委託中の里親への支援等の体制強化をはかるために、複数の先進自治体の取り組みを参考にするなどして、本庁とともに地域の実情に即したフォスタリング態勢の確立に努めていただきたいと思います。</p> <p>○ 社会的養育を推進するということは、里親委託率を上げることが第一の目的ではなく、その子どもにとってより良い養育システムを提供することです。現状は、その子どもにとってより良い専門的な施設があっても、来年度ですら入所が難しい状態であり、子どもにとって長期的に負担を掛けてしまっています。これは職員や児童相談所だけで対応するのではなく、本庁で来年改正予定の「社会的養護推進計画」に向けて、適切にリソースの把握と準備をする必要があると思われます。加えて、計画の年度ごとの進捗状況を適時公開されることが望まれます。</p> <p>○ 里親の登録数が増加している一方、里親に占める受託者は少ない現状です。貴所では、その原因の一つとして「難しい子どもとのニーズとのミスマッチ」を指摘されていることから、現状では一桁台しかない専門里親を増やす努力と積極的な活用が望まれます。</p>	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.45	家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	B
No.46	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.47	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援

- － 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
- 家族に対して必要な支援が行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>[評価すべき点]</p> <p>○ 職員の皆さんは、保護者の特性や子どもとの関係性に配慮しながら、親身に家族全体への働きかけを行っています。今後は他の福祉機関や教育機関との協働を進めることで、より効果的、継続的な家族支援が行えるものと考えます。</p> <p>○ 28条適用ケースなど児童相談所の対応に拒否的なケースであっても、粘り強くコミュニケーションを取り、保護者の生育環境等も踏まえ受容的な関係を保ちながら、子どもの主体性や人権を守る対応ができていました。加えて、28条ケースについては、児童福祉審議会に協議し適切な対応を進めています。</p> <p>○ 家庭引き取りや家族再統合については、家庭支援担当による「家族支援プログラム」に基づいて対応されています。プログラムでは引き取り等に向けた8段階のステップを設け、関係者チームでのミーティングにより子ども・養育者・親子関係のアセスメントを行い、家族再統合につなげる取り組みを進めています。</p>	
<p>[課題、提案等]</p> <p>○ 家族再統合や在宅の支援において、保護者の心情や生活歴などの把握は、具体的な援助を提供するために不可欠です。保護者へのなお一層の丁寧な聴取や、市町の協働による細やかな社会調査の実施が望まれます。</p> <p>○ 施設アンケートでは、保護者への説明や意見聴取について、「家庭引き取りに向けた措置解除に関する三者協議を提案したが、消極的であった」といった声を含め「不十分」または「やや不十分」との回答が25%ありました。また、特に難しい保護者の場合、児童相談所のソーシャルワークとしての主体的な関与をCW（児童福祉司）に求める声がありました。保護者の理解・同意についても、「クレームの多いケースの場合などは施設が中心となって対応せざるを得ないことがある」などとして「不十分」または「やや不十分」の回答が約21%ありました。</p> <p>これらの課題を解決するためには、施設との連絡会議や自立支援計画の見直し等の際に、子どもだけでなく、こうした難しい保護者への対応について施設職員との間で意思疎通を図っておくことも有効であると思われます。また、児童相談所職員自身のレジリエンスとして、親との向き合い方の強化も含めた実践的な研修の実施が望まれます。</p> <p>○ 施設入所後における保護者の同意が得にくいケースがあるようですが、「保護者への勧告」は貴所では活用されていません。弁護士との相談、児童福祉審議会も活用しながら適宜、適切に行使することが望まれます。</p>	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.48	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	B
No.49	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.50	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.51	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	S

第Ⅳ部 市区町村や関係機関との連携

- 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>【評価できる点】</p> <p>○ 管内 7 市 1 町のいくつかの要保護児童対策地域協議会では、実務者会議（進行管理会議）がほぼ毎月のように開催され、個別ケース検討会議も年間 20～30 回実施されています。これは児童相談所の働きかけや支援の結果として優れた取り組みです。今後も取り組みを継続していただき、更に会議開催回数が少ない市町への一層の働きかけを期待します。</p> <p>【課題、提案等】</p> <p>○ 要保護児童対策地域協議会が策定する年間活動方針への助言など、個々のケースへの支援だけでなく、協議会運営への全体的、専門的な一層の提言・関与が望まれます。</p> <p>○ 市町によっては“児童相談所の相談援助活動の実際が見えにくい”との意見があります。また「令和 4 年度 埼玉県児童虐待重大事例検証報告書（令和 4 年 11 月）」では、各市町村の組織体制や対応件数の違いに留意しつつ、市町村の実践的な対応力を強化するよう指摘されています。今後は、児童相談所と市町の職員が合同で面接・訪問を行うなどの協働によって、援助の実際や認識を共有し、なお一層の対応力強化に努められることを期待します。</p> <p>○ 児童福祉審議会への意見聴取については、現在のところ里親登録と、児童福祉法第 28 条案件に限られています。今後は、専門性と客観性を有する児童福祉審議会の意見等を日々のソーシャルワークに活かすために、児童相談所長が必要と認める事例（ex.医療や法律が関連するような困難事例、接近困難事例等）の意見聴取等が望まれます。</p>	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.52	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	B
No.53	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	A
No.54	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	B
No.55	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.56	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	B
No.57	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	A
No.58	児童福祉審議会からの意見聴取や報告を適切に行っているか	B

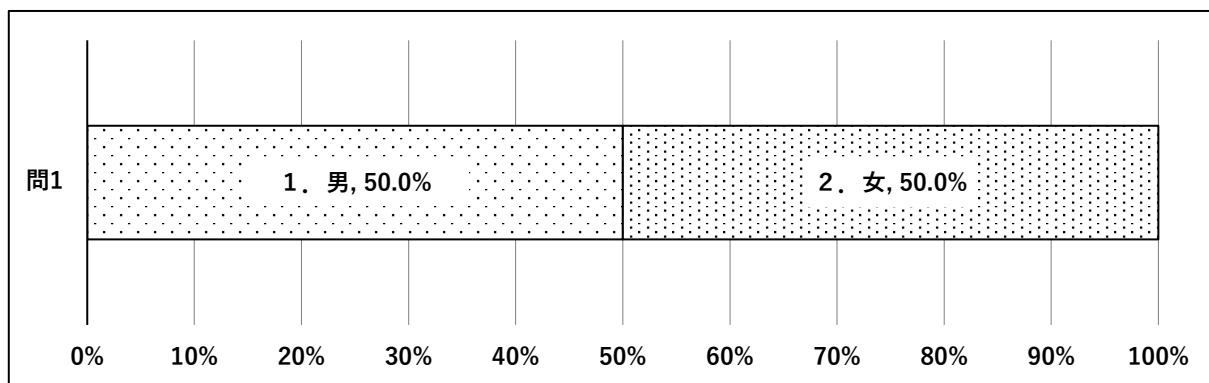
こどもアンケート結果

(2023年10月実施)

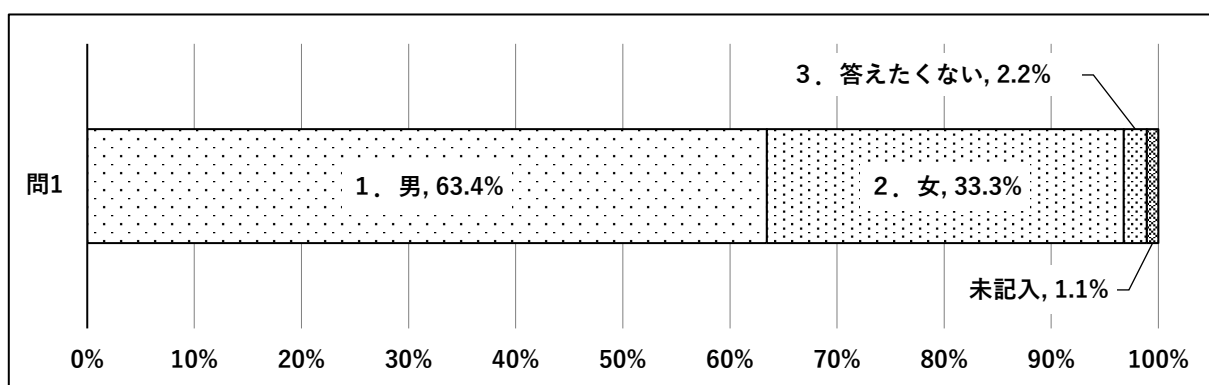
対象：在宅指導中・施設入所中・里親委託中の子ども

問1 性別は。

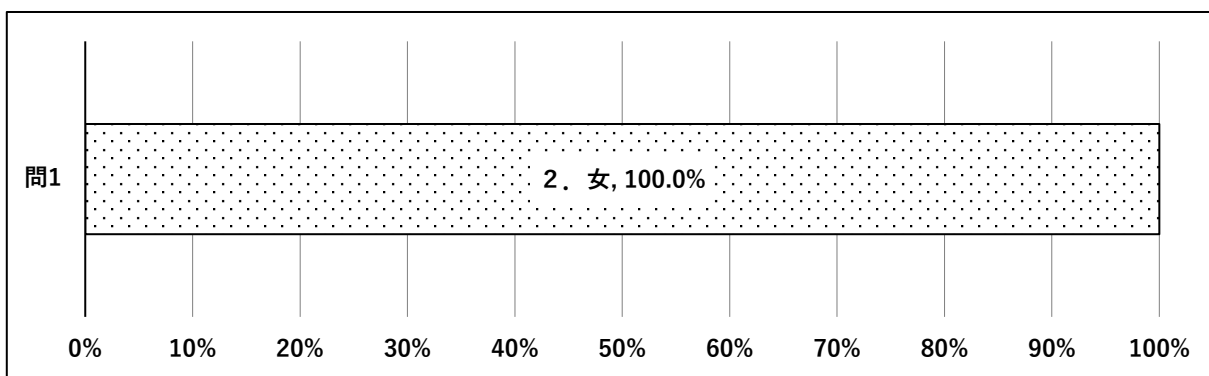
里親 N=4



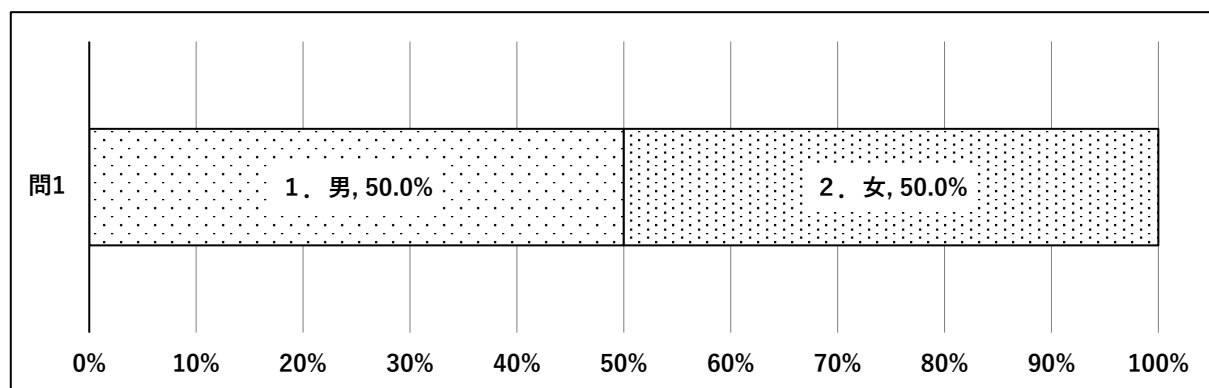
施設 N=93



答えたくない、未記入 N=1

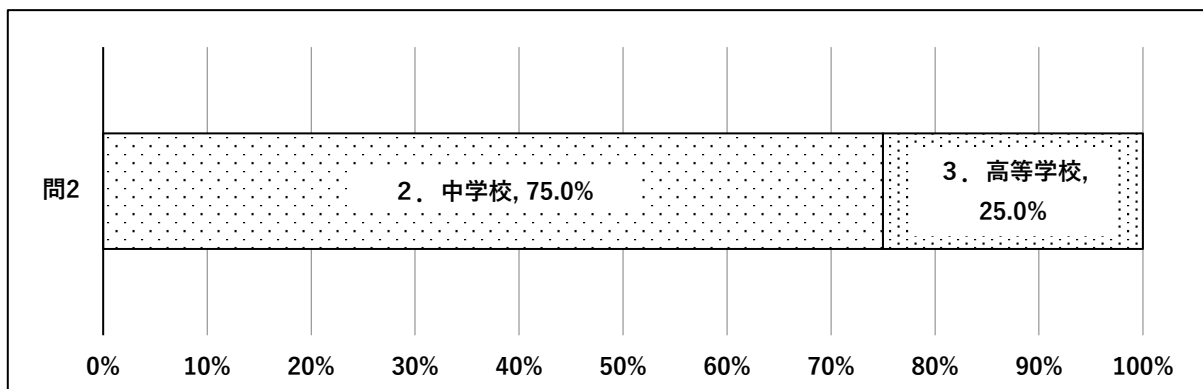


在宅 N=6

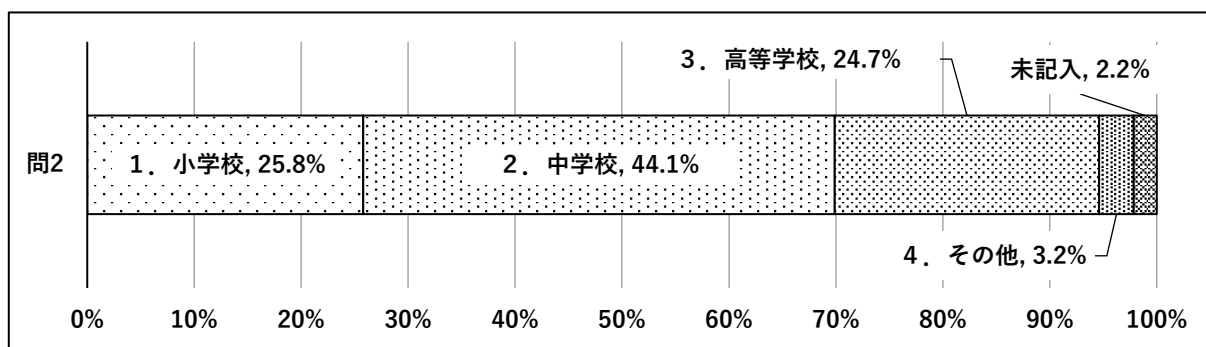


問2 あなたの学校は。

里親 N=4

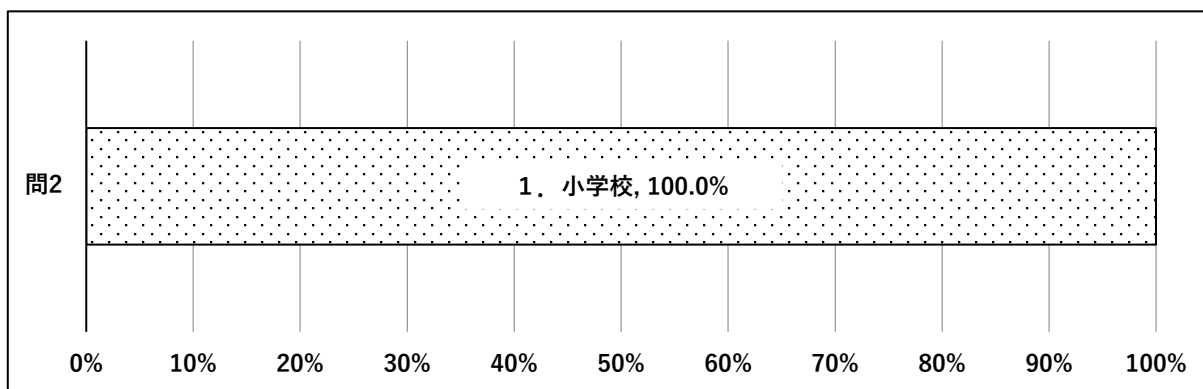


施設 N=93

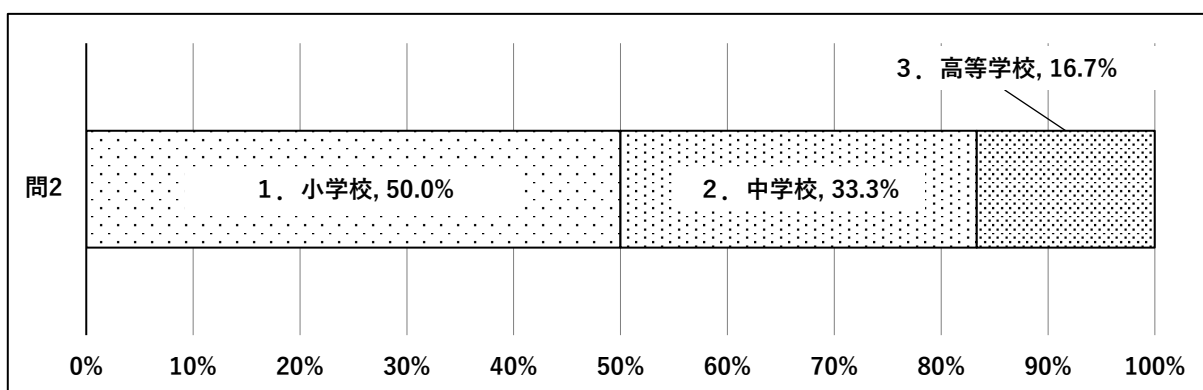


その他コメント：学園高等部、仕事をさがしている、特別支援学校

答えたくない、未記入 N=1



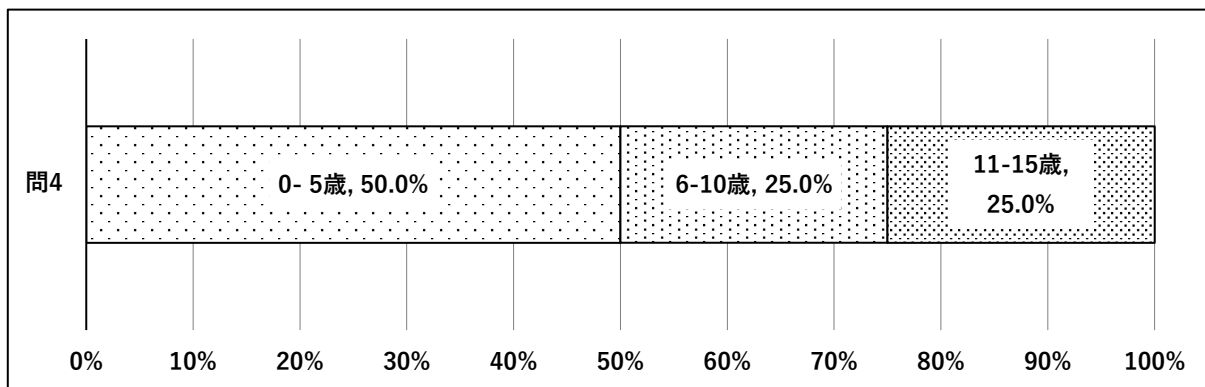
在宅 N=6



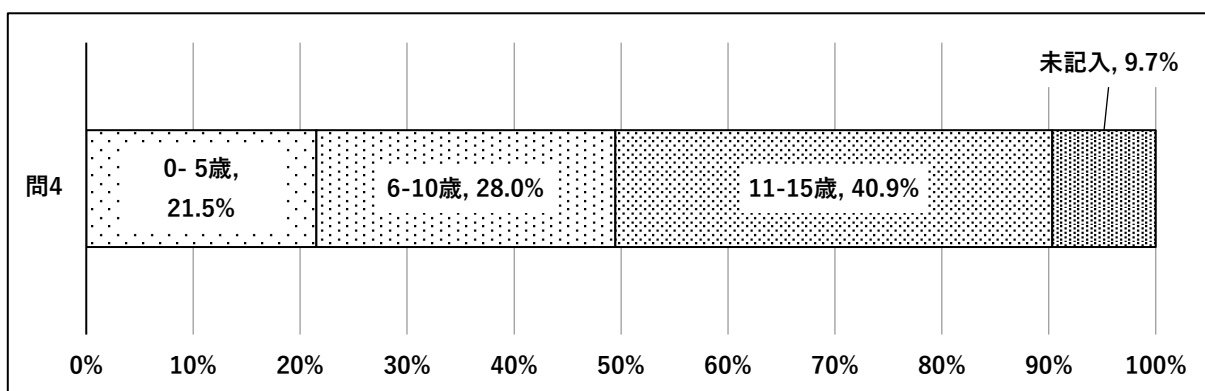
問3 あなたが今生活をしているのはどこですか →グラフ分類のとおり

問4 ここ(施設や里親さんの家)に来た日は何歳の時ですか。 ※施設入所・里親委託中の子どもアンケート

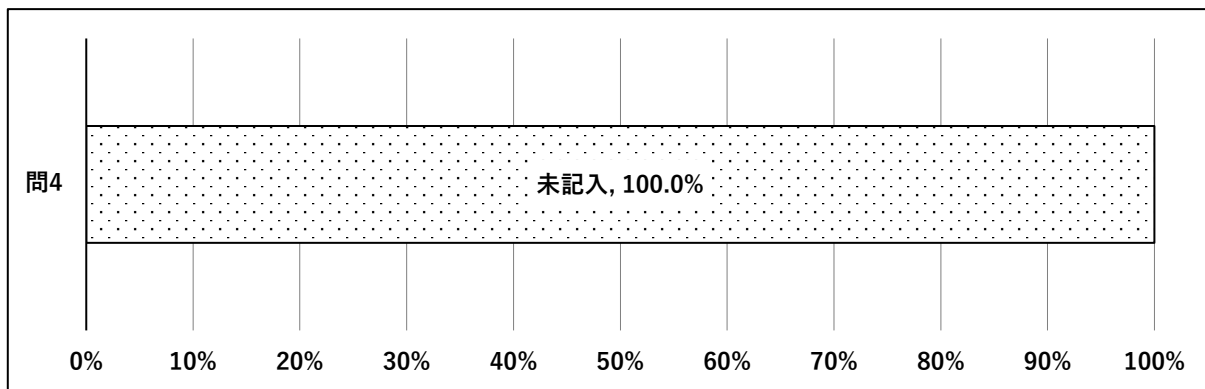
里親 N=4



施設 N=93

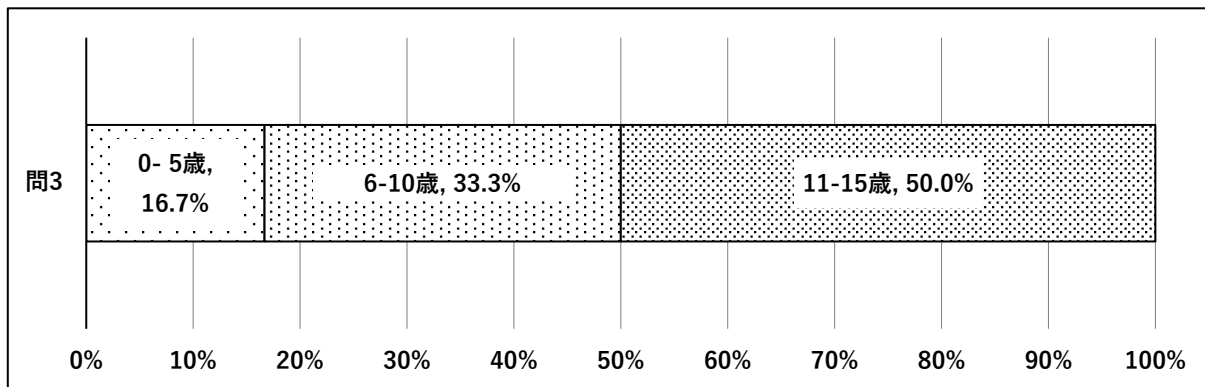


答えたくない、未記入 N=1



問3 児童相談所の職員の人と初めてお話ししたのは何歳の時ですか。 ※在宅指導中の子どもアンケート

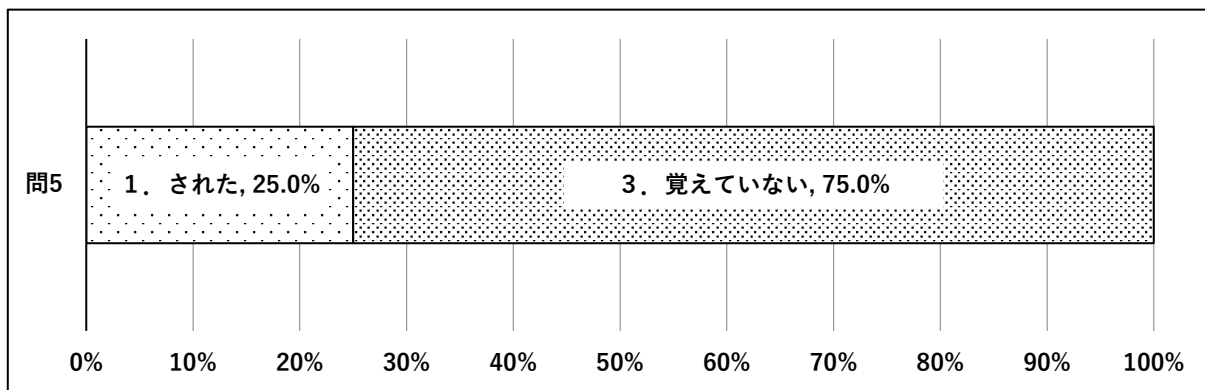
在宅 N=4



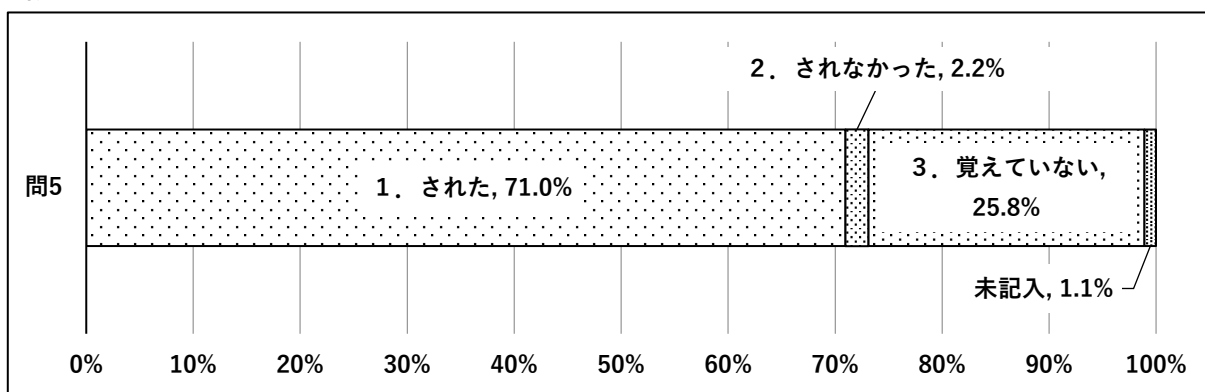
問5 あなたがここで生活することになった理由を児童相談所の人から説明されましたか。

※施設入所・里親委託中の子どもアンケート

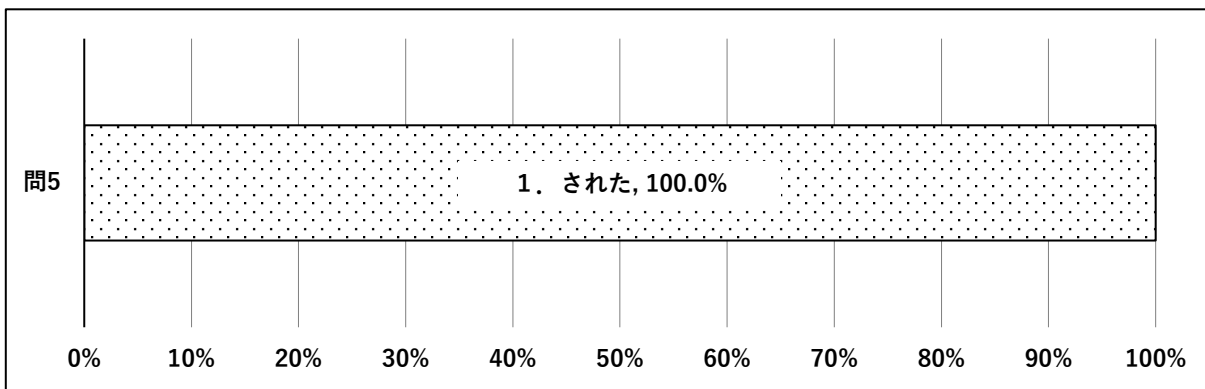
里親 N=4



施設 N=93



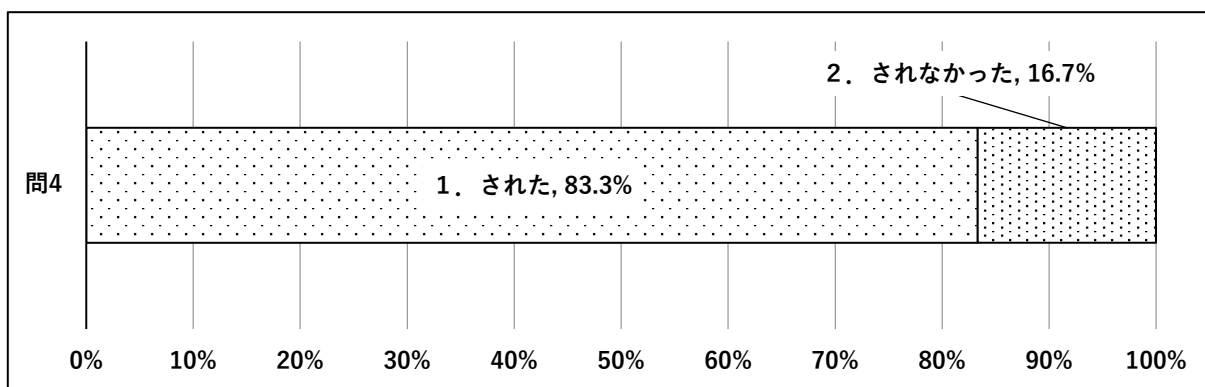
答えたくない、未記入 N=1



問4 あなたが児童相談所の人に相談することになった理由を児童相談所の人から説明されましたか。

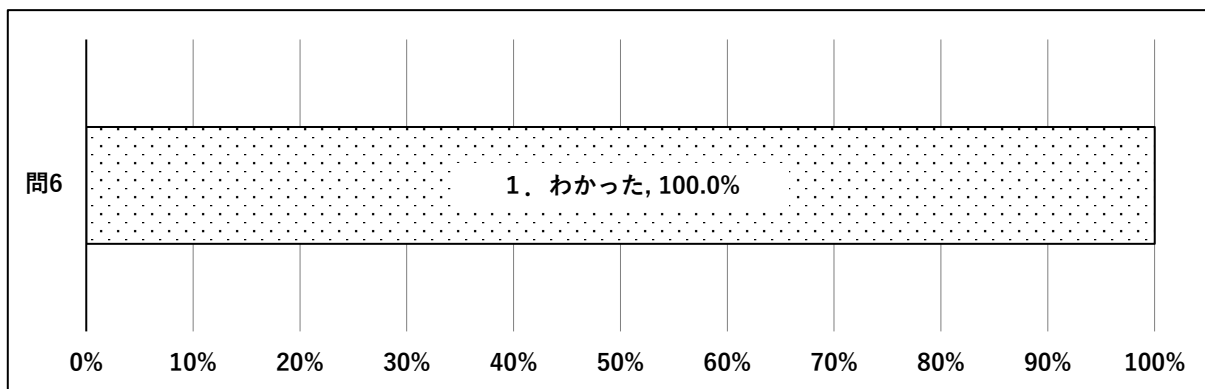
※在宅指導中の子どもアンケート

在宅 N=6

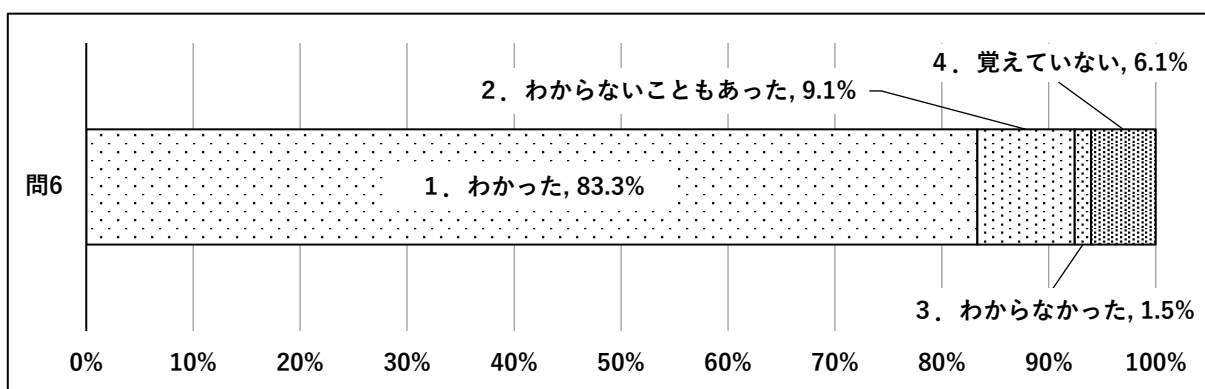


問6 (前問で「された」と答えた場合)説明をされた内容はわかりましたか。

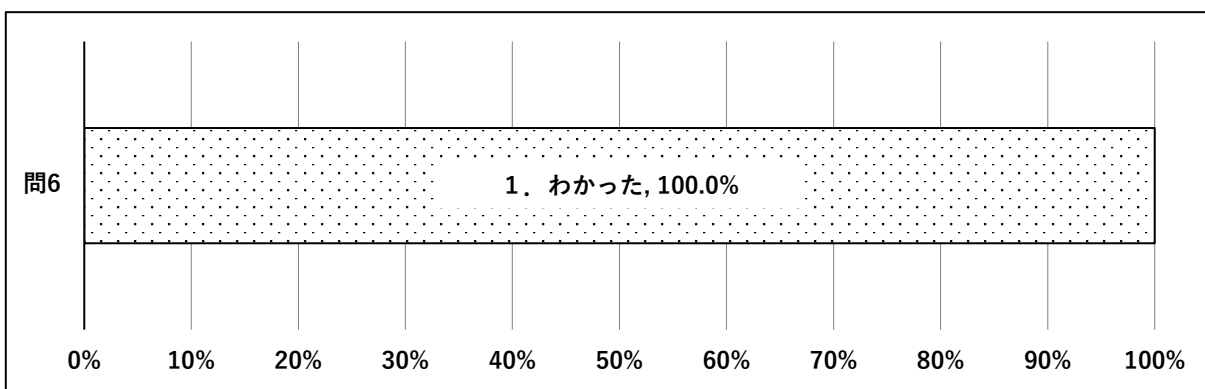
里親 N=1



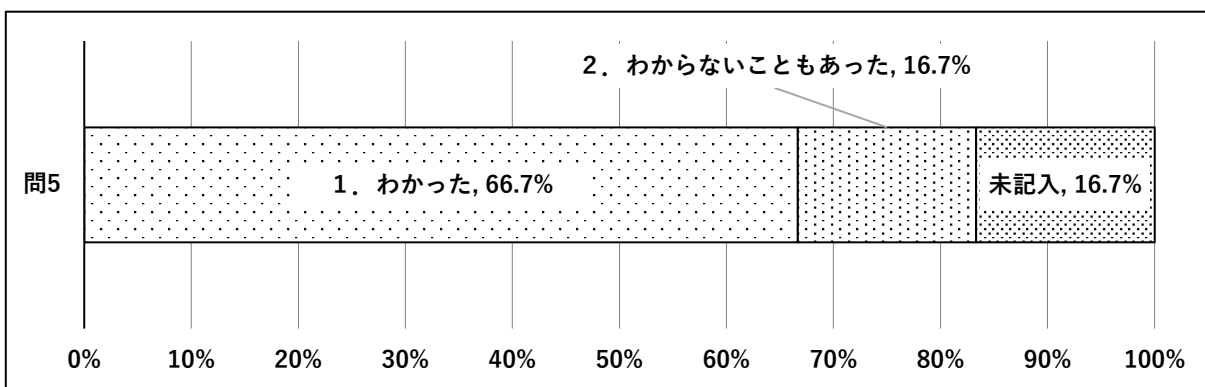
施設 N=66



答えたくない、未記入 N=1



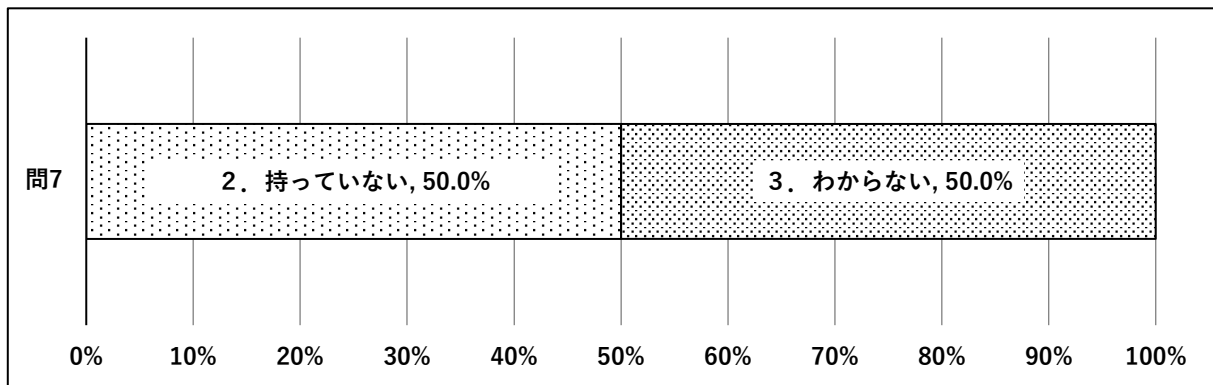
在宅 N=5



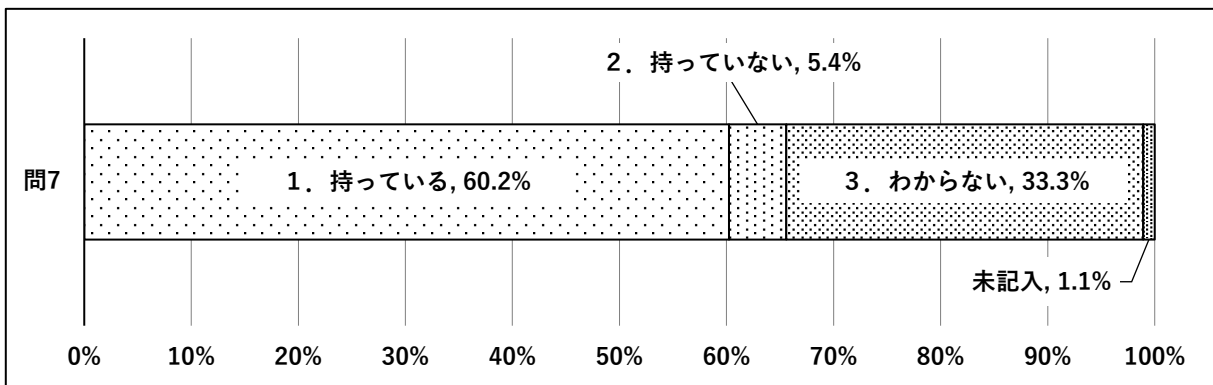
問7 あなたは、権利ノートを持っていますか。

※施設入所・里親委託中の子どもアンケート

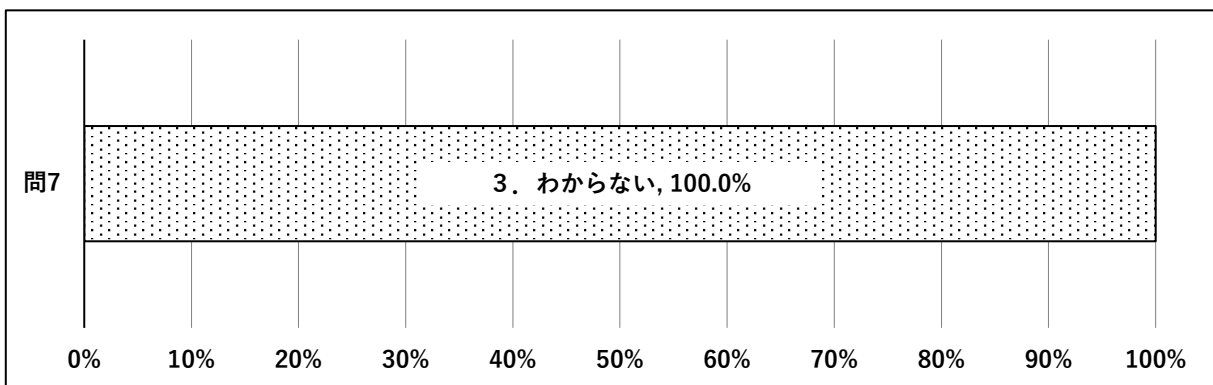
里親 N=4



施設 N=93

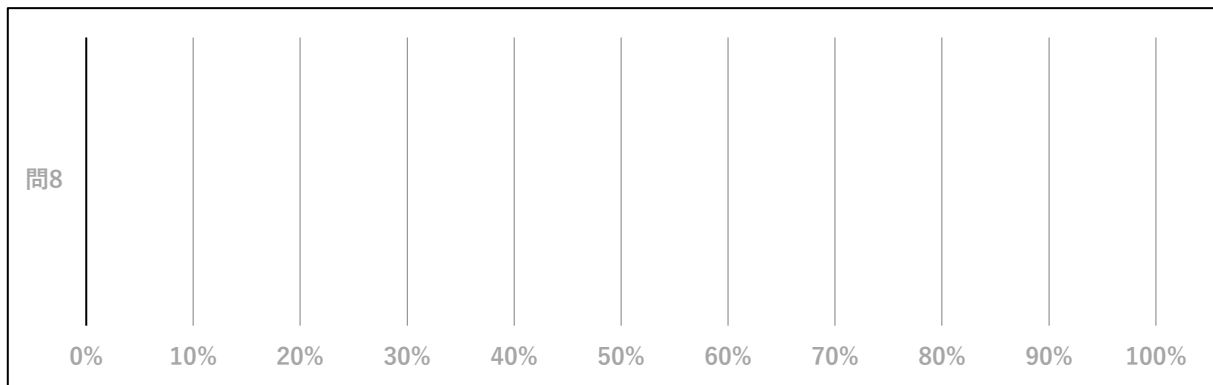


答えたくない、未記入 N=1

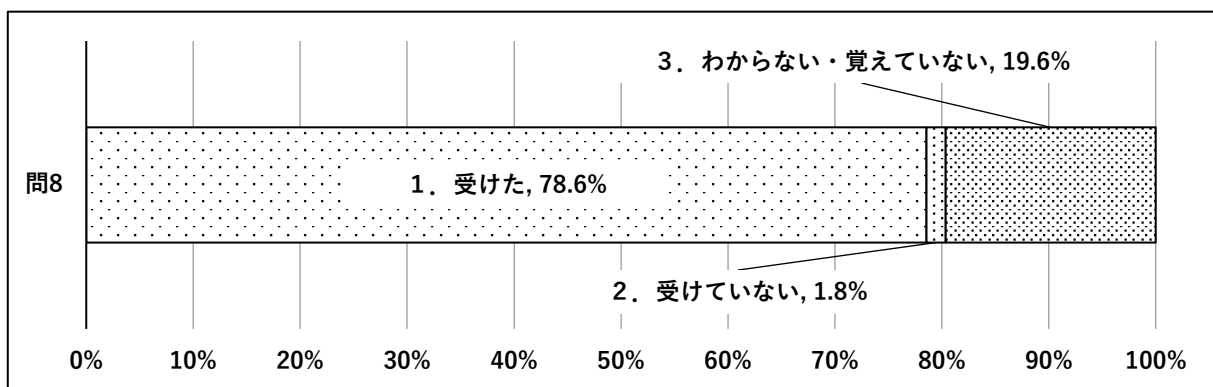


問8 (問7で「持っている」と答えた場合) 権利ノートの使い方などについて説明を受けましたか。

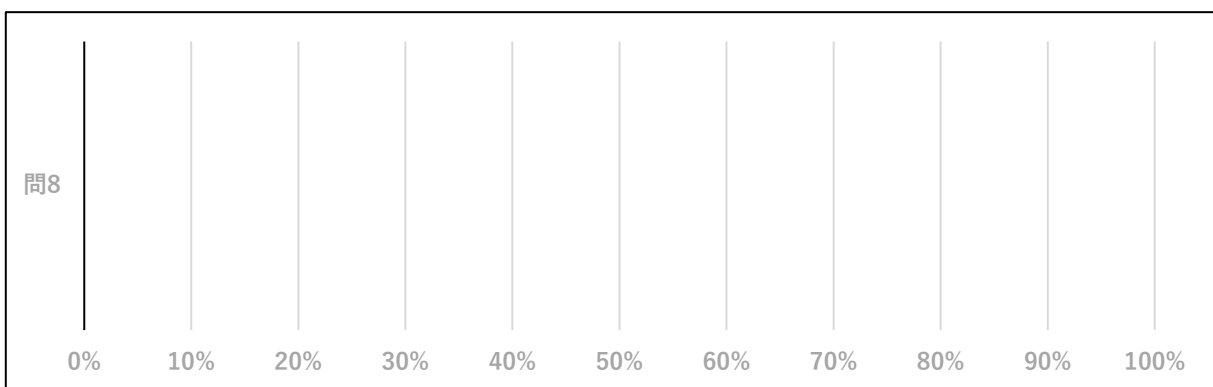
里親 N=0



施設 N=56

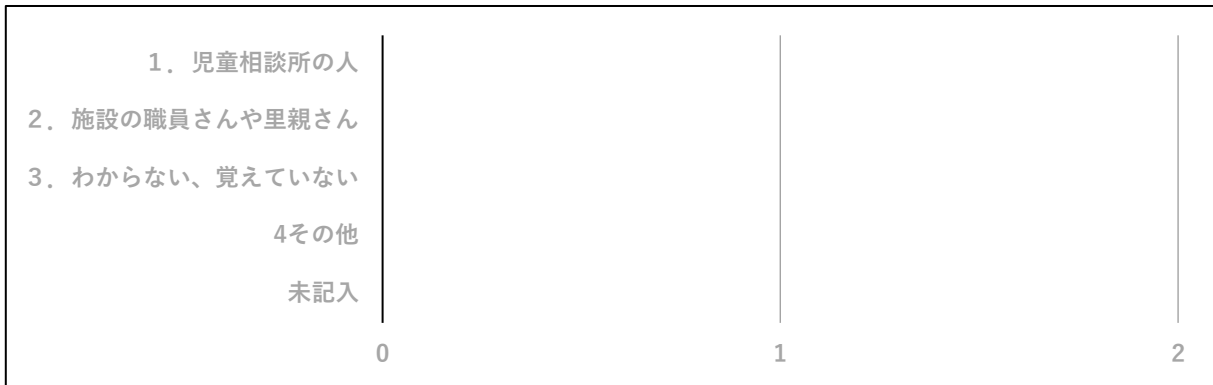


答えたくない、未記入 N=0

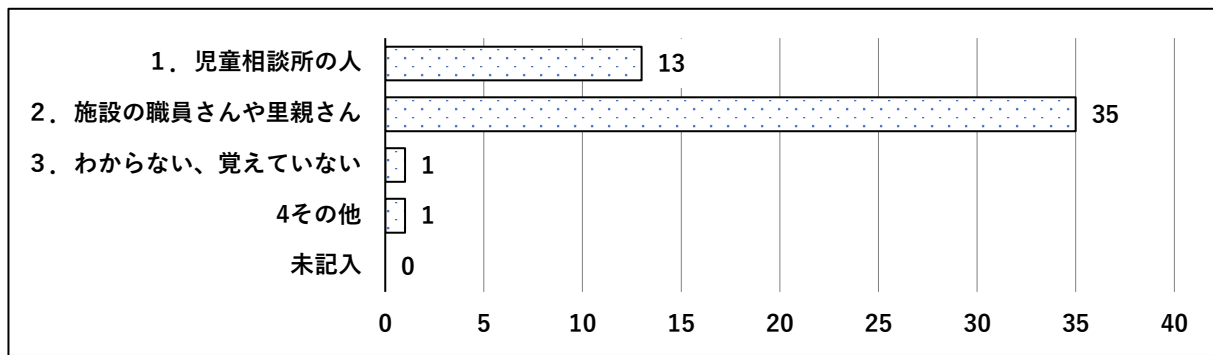


問9 (問8で「受けた」と答えた場合) 誰から権利ノートの使い方などについて説明を受けましたか。
(複数回答)

里親 N=0



施設 N=44



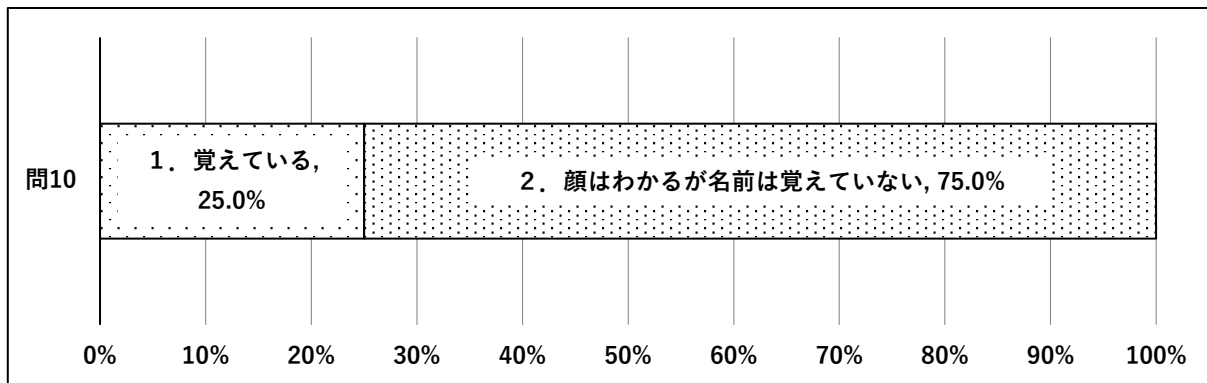
コメント： だい三しかいいん

答えたくない、未記入 N=0

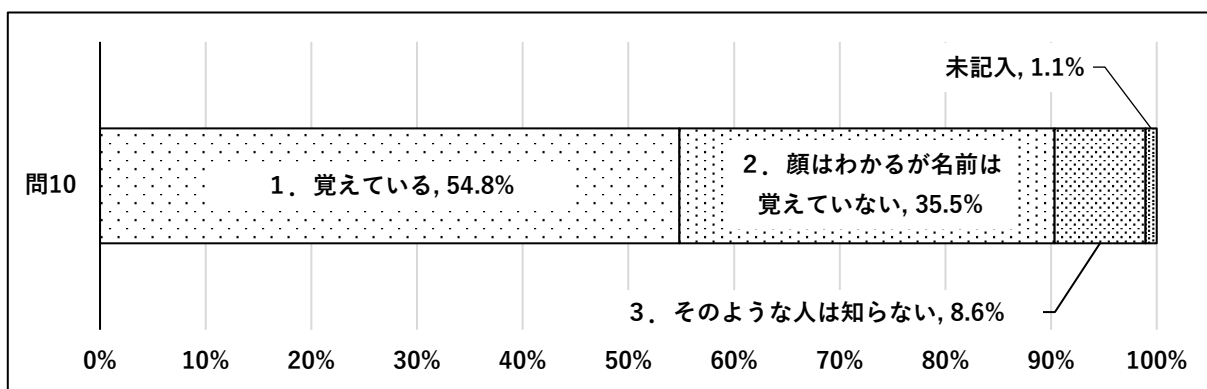


問10 あなたの今の担当の児童相談所の児童福祉司さん（ケースワーカーさん）や児童心理司さんの名前を覚えていますか。

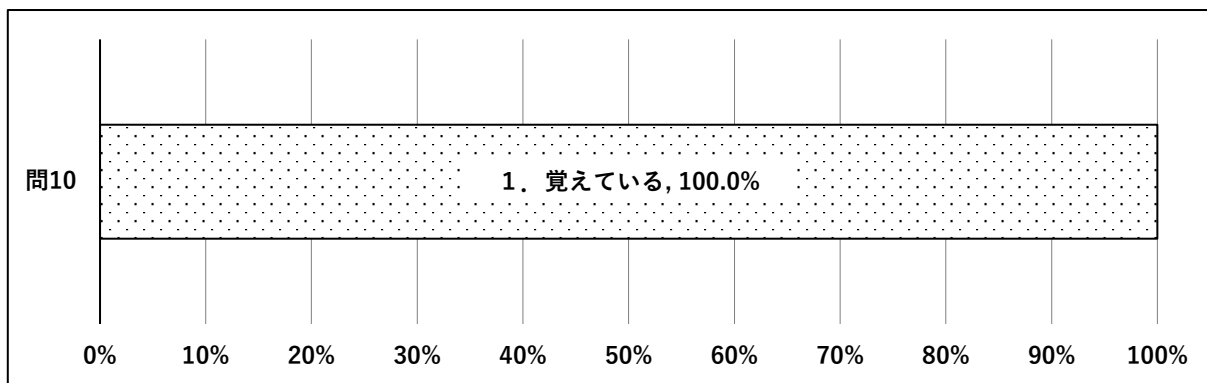
里親 N=4



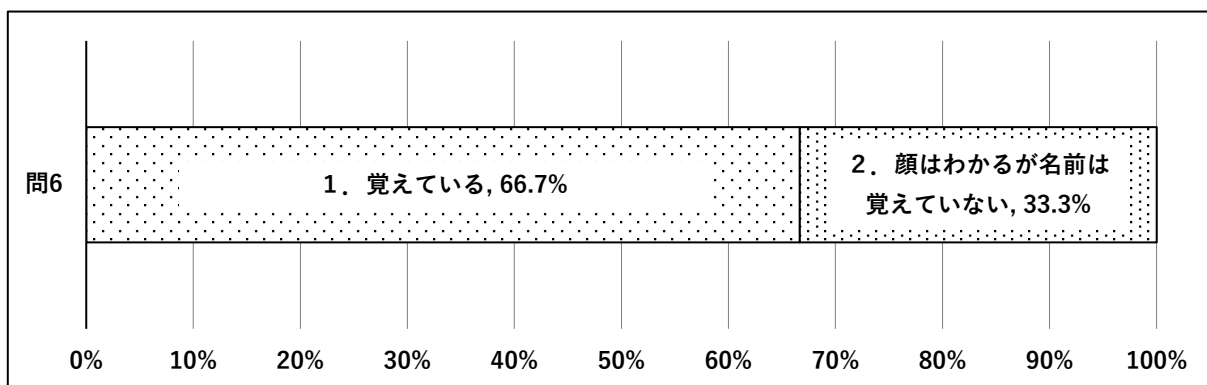
施設 N=93



答えたくない、未記入 N=1

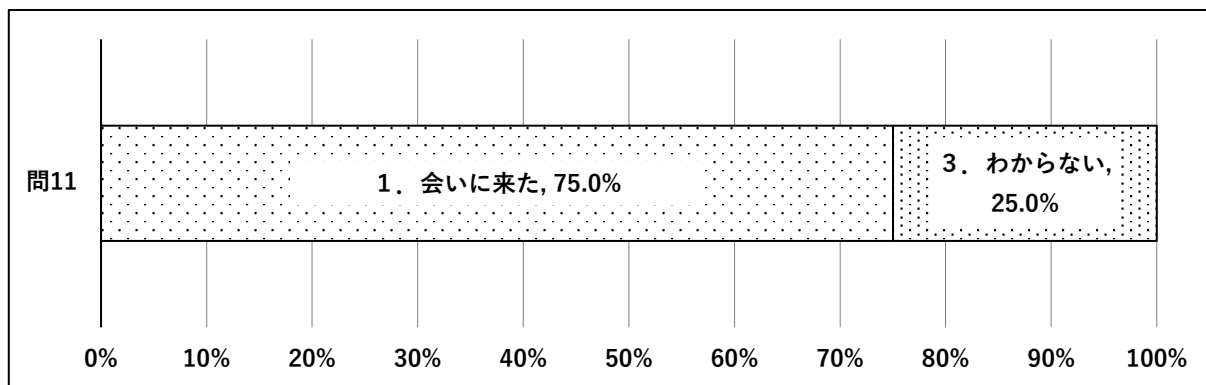


在宅 N=6

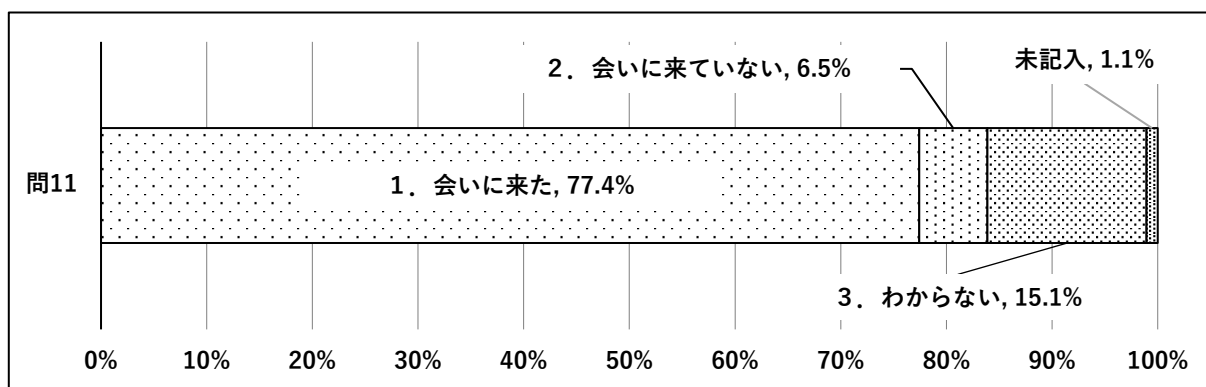


問 11 あなたの担当の児童相談所の児童福祉司さん（ケースワーカーさん）や児童心理司さんは半年以内にあなたに会いにきましたか。

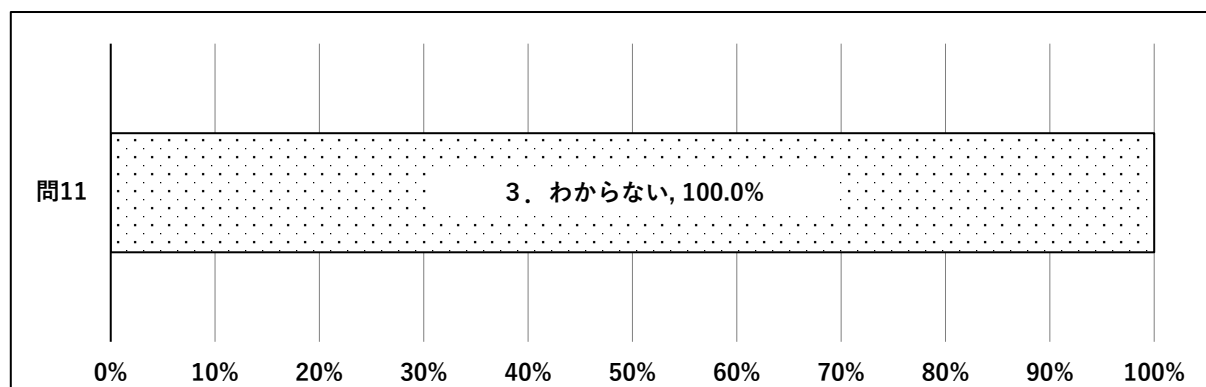
里親 N=4



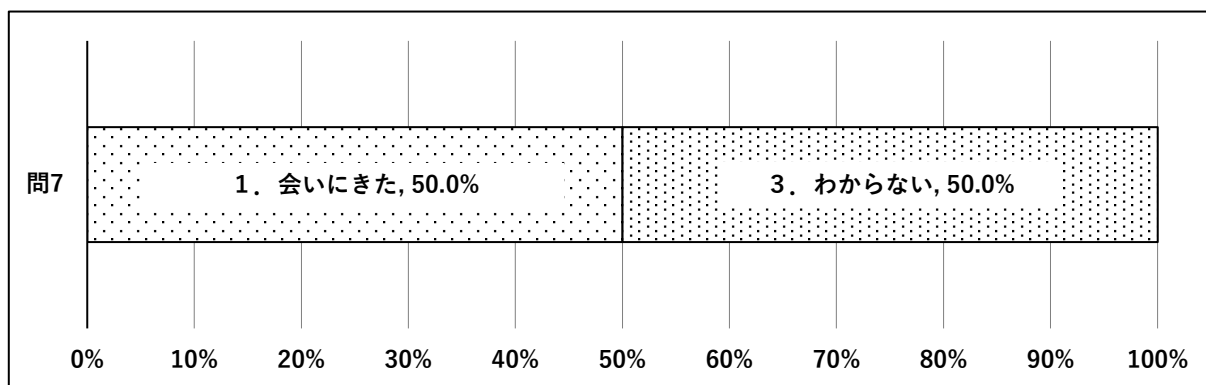
施設 N=93



答えたくない、未記入 N=1

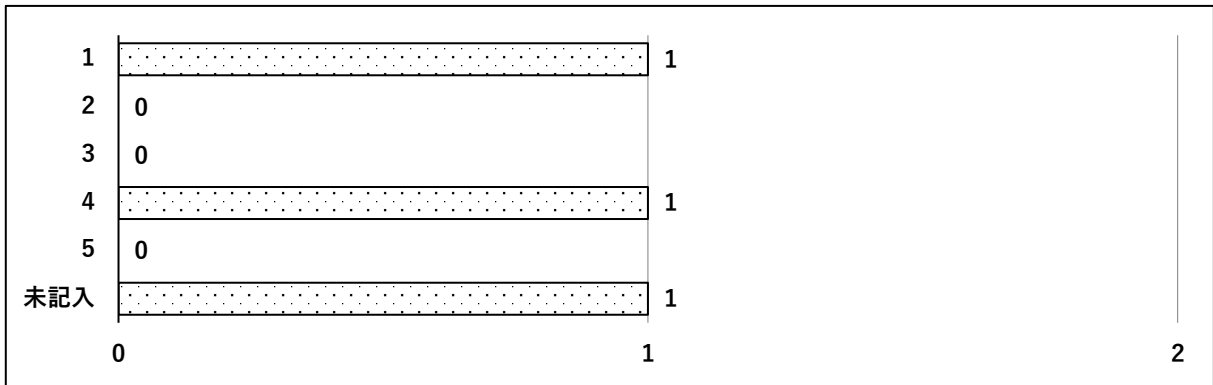


在宅 N=6

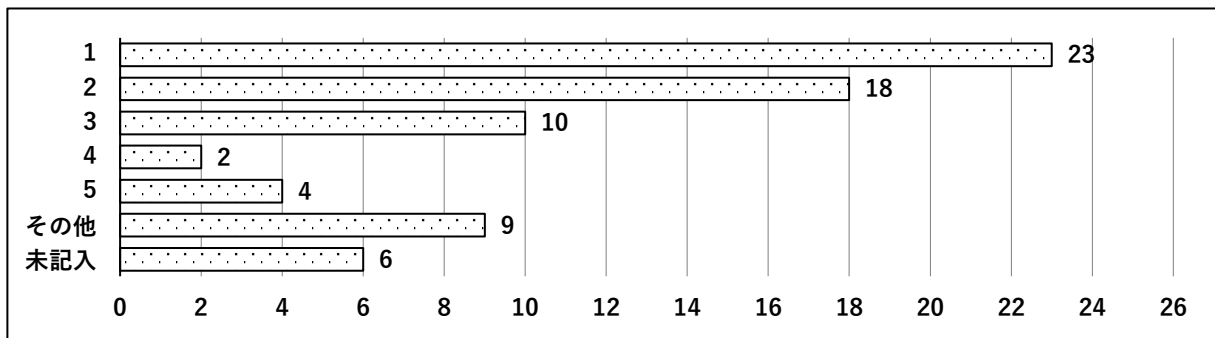


(「会いに来た」と答えた場合) 何回くらい会いに来ましたか。

里親 N=3

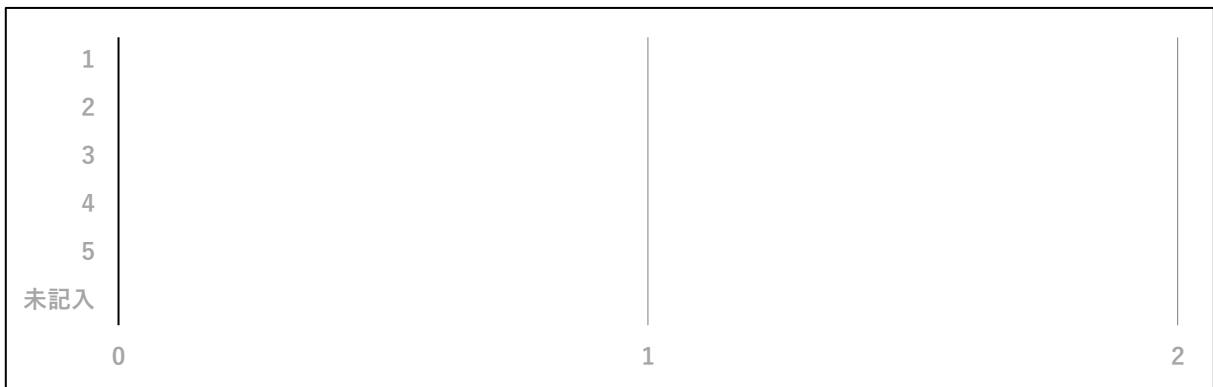


施設 N=72

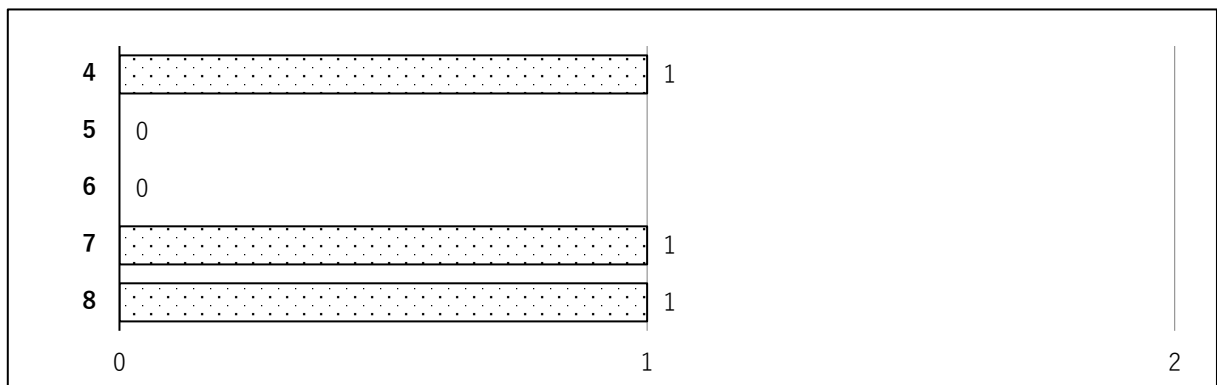


その他コメント：6回(5)、7回(3)、12回(1)

答えたくない、未記入 N=0

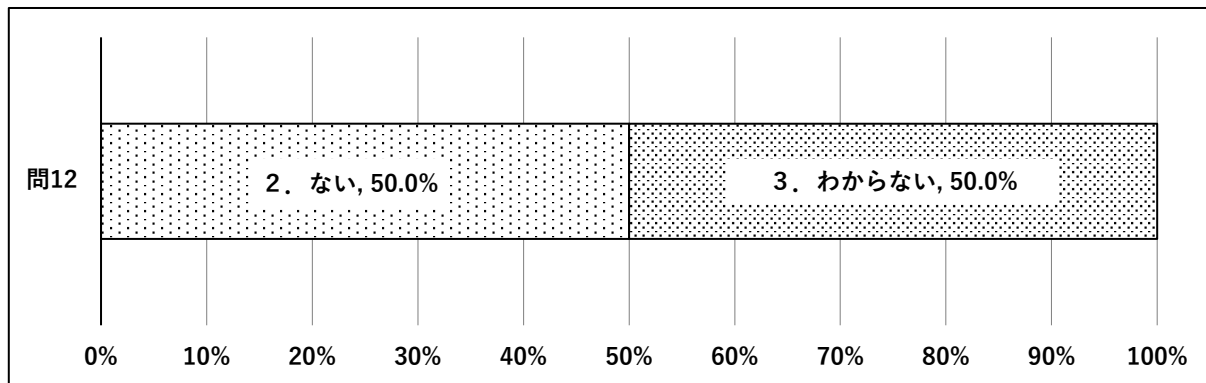


在宅 N=3

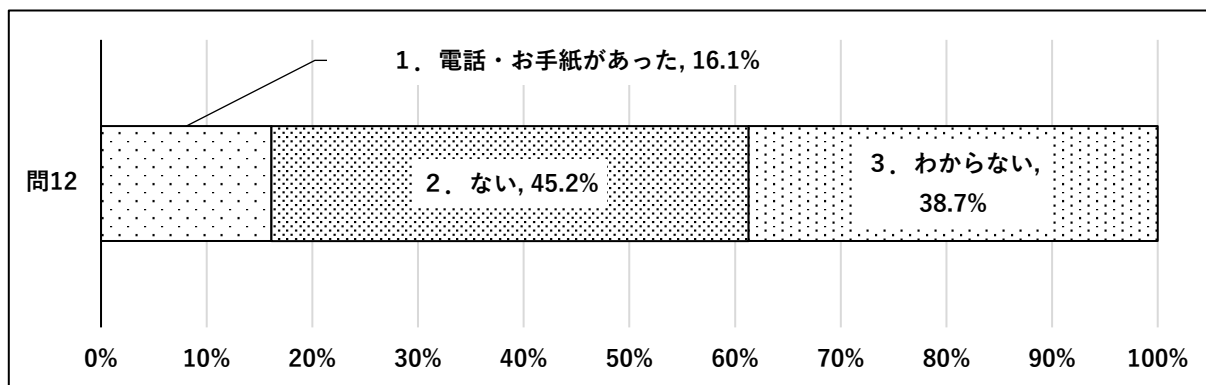


問12 あなたの担当の児童相談所の児童福祉司さん（ケースワーカーさん）から、半年以内に電話やお手紙がきましたか。 ※施設入所・里親委託中、通所中の子どもアンケート

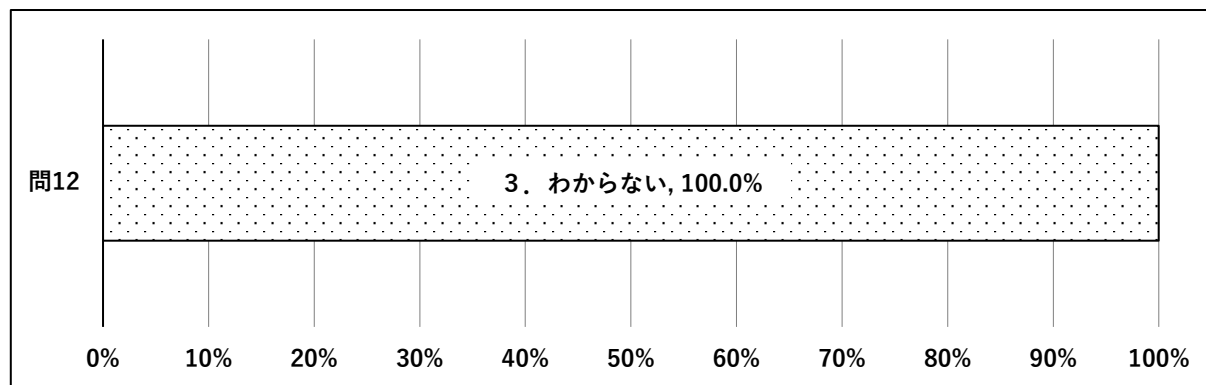
里親 N=4



施設 N=93

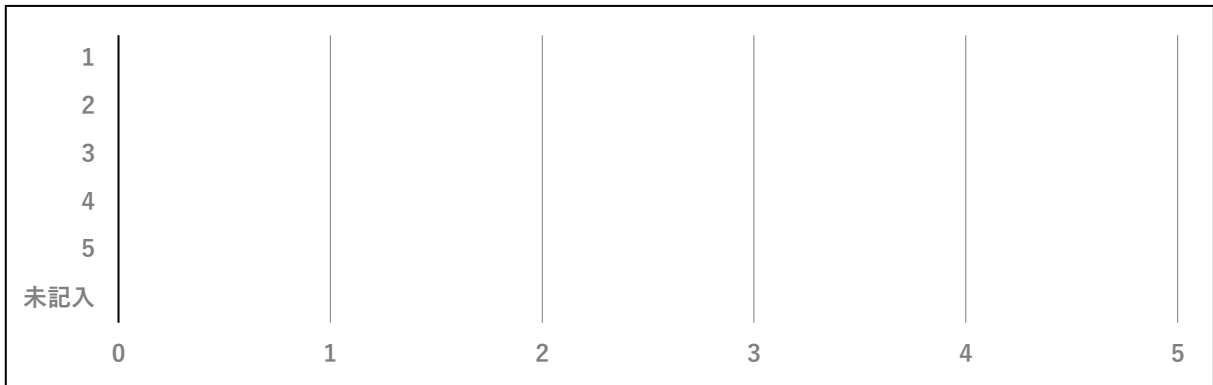


答えたくない、未記入 N=1

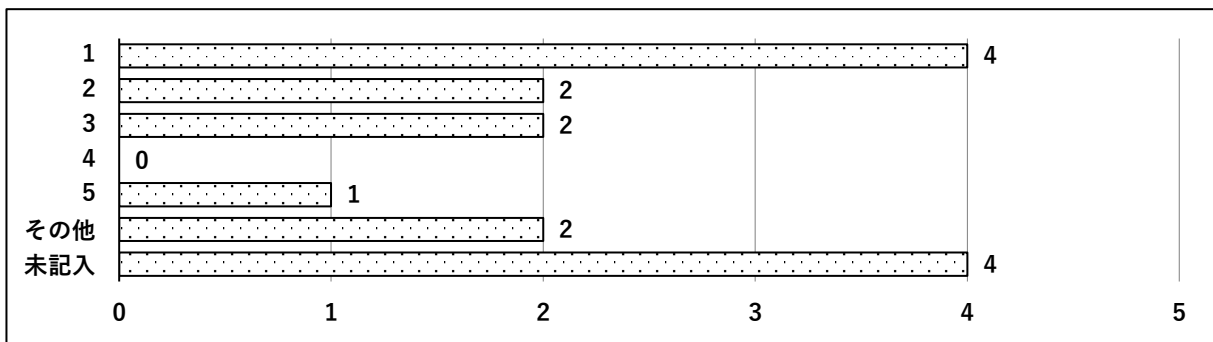


(「あった」と答えた場合) 何回くらい電話やお手紙がきましたか。

里親 N=0

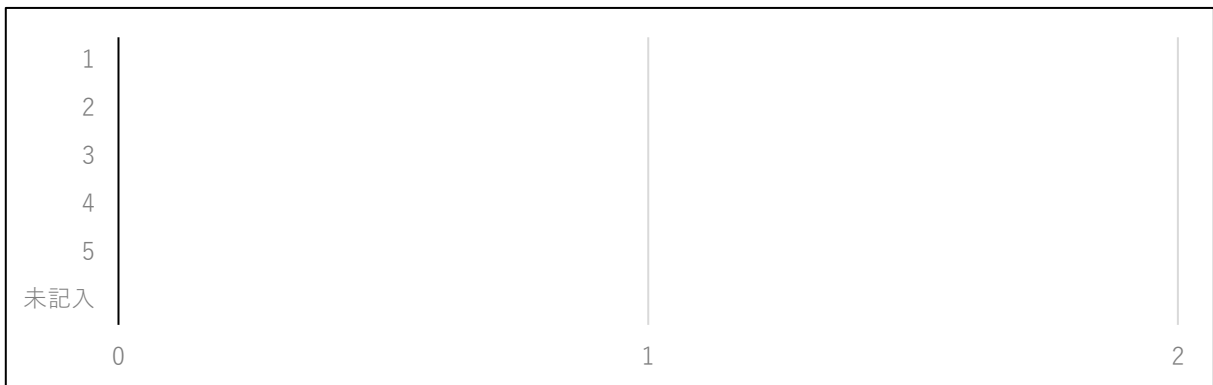


施設 N=15



その他コメント：6回(1)、12回(1)

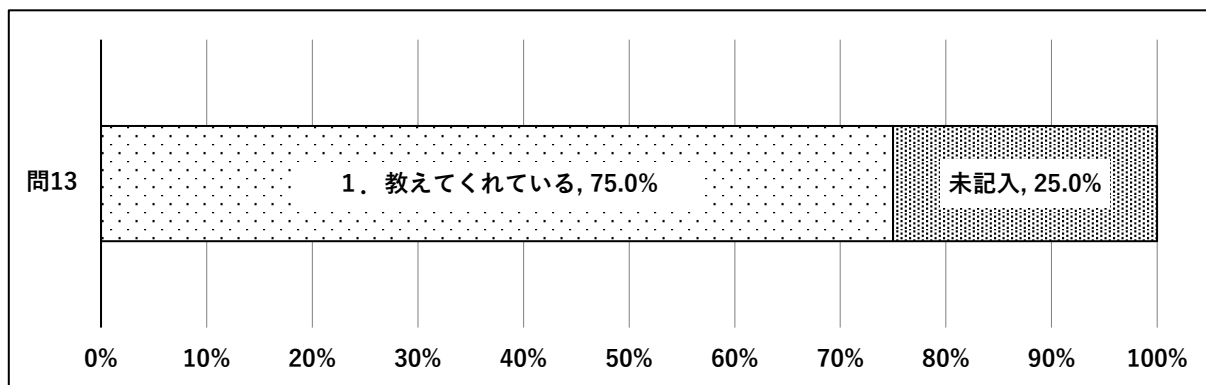
答えたくない、未記入 N=0



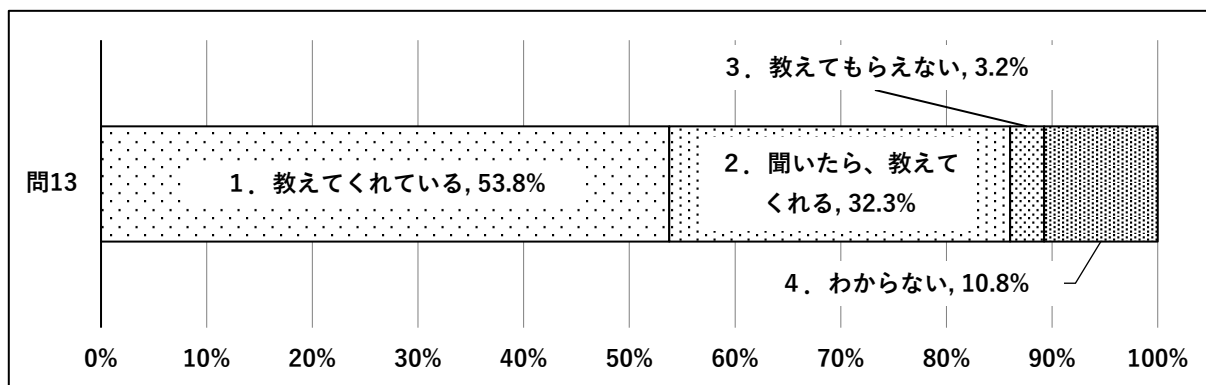
問13 児童相談所の方は、あなたの家族のことなどを教えてくれていますか。

※施設入所・里親委託中の子どもアンケートのみ

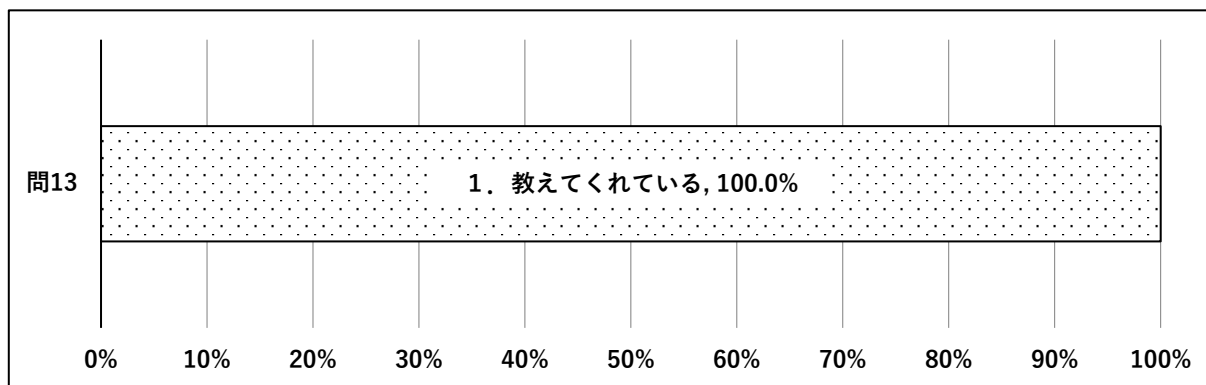
里親 N=4



施設 N=93

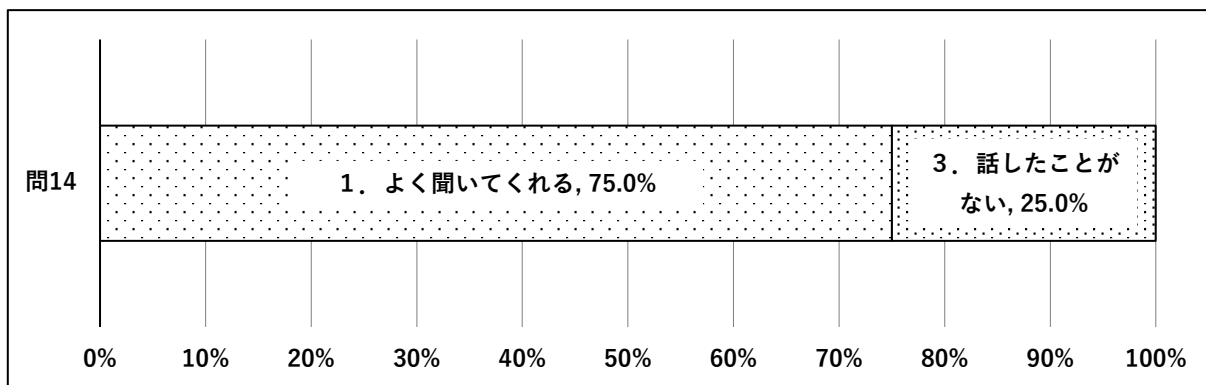


答えたくない、未記入 N=1

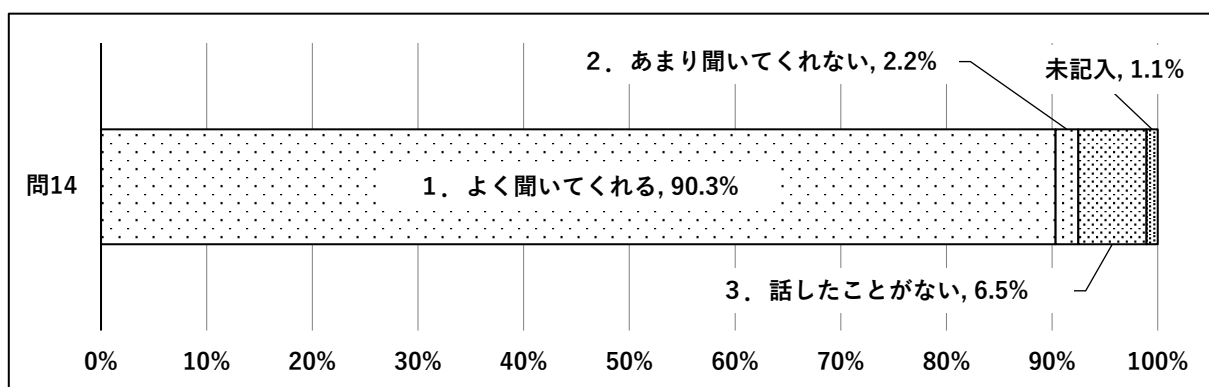


問 14 児童相談所の方は、あなたの話をよく聞いてくれますか。

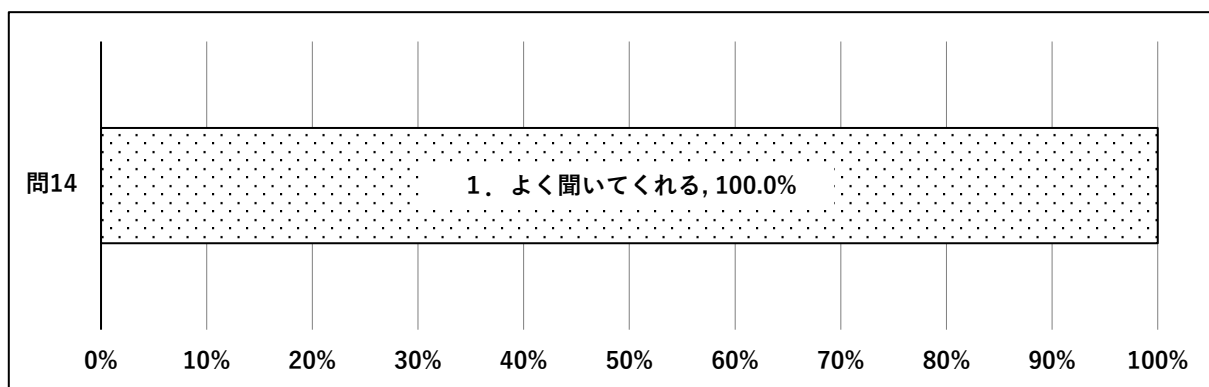
里親 N=4



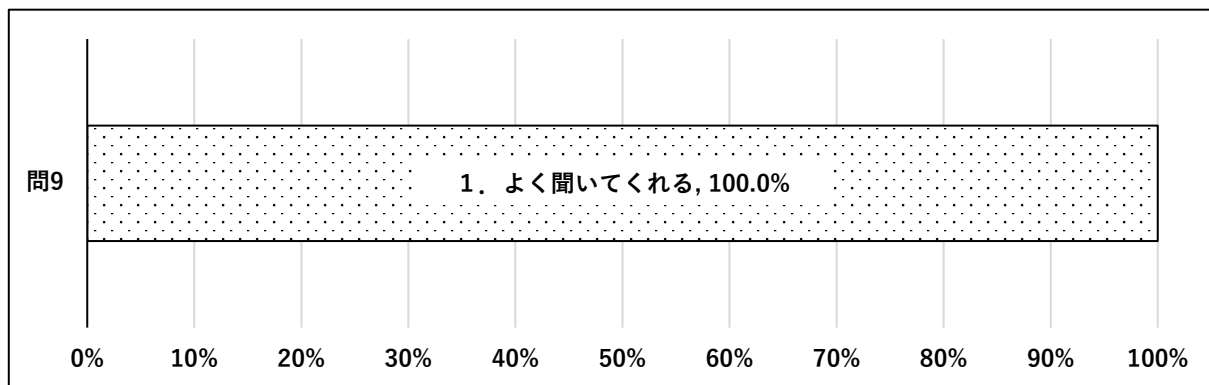
施設 N=93



答えたくない、未記入 N=1

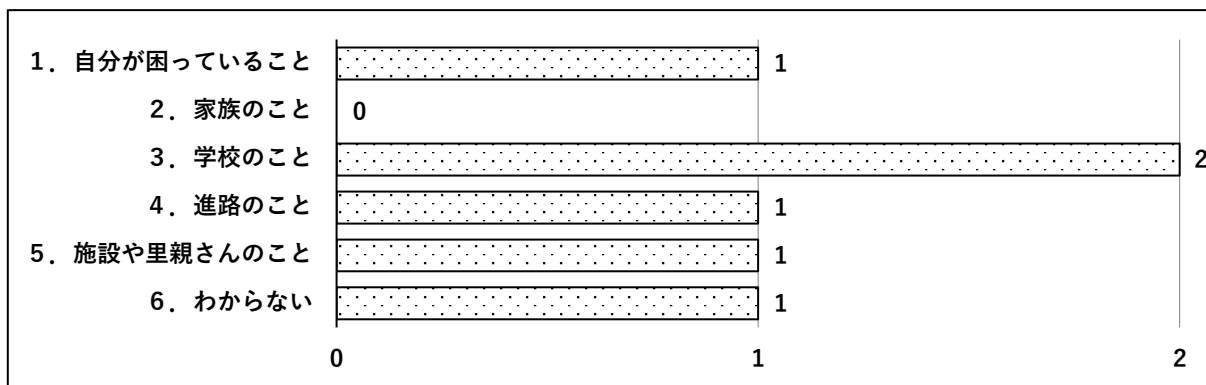


在宅 N=6

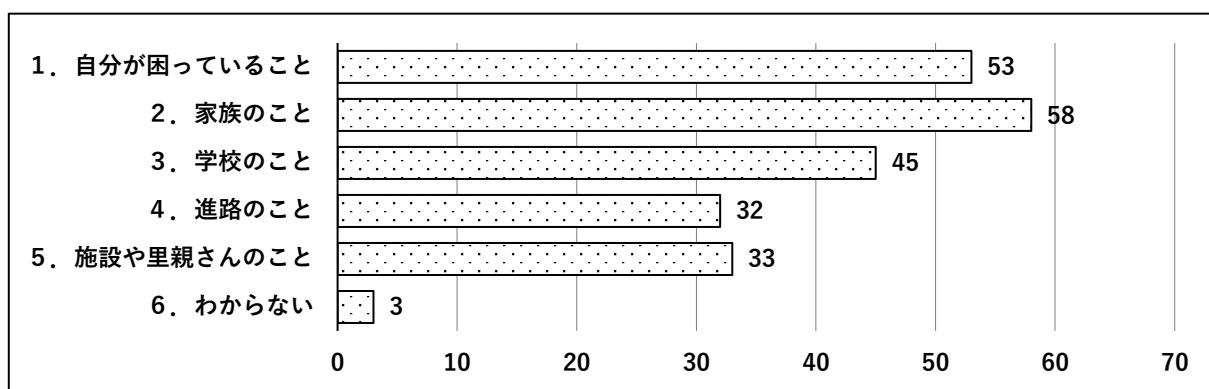


問 15 (問 14 で「よく聞いてくれる」と答えた場合) どんな相談ができますか (複数回答)

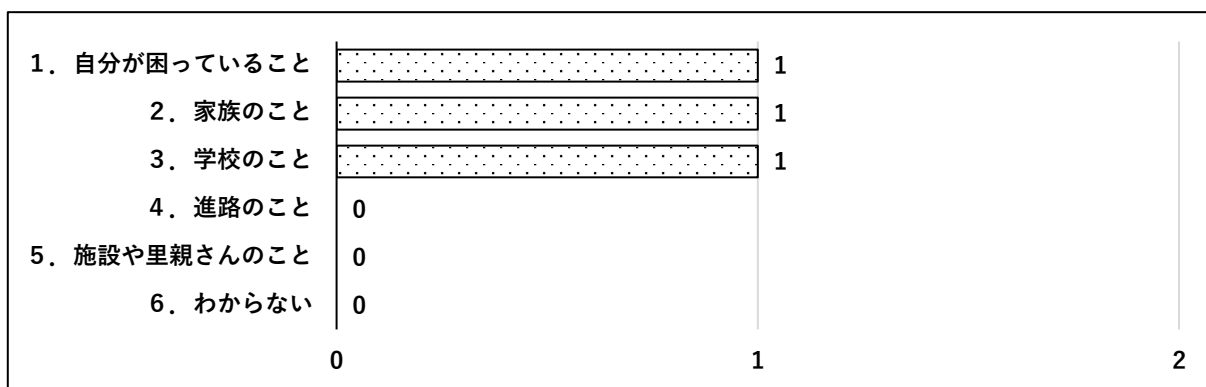
里親 N=3



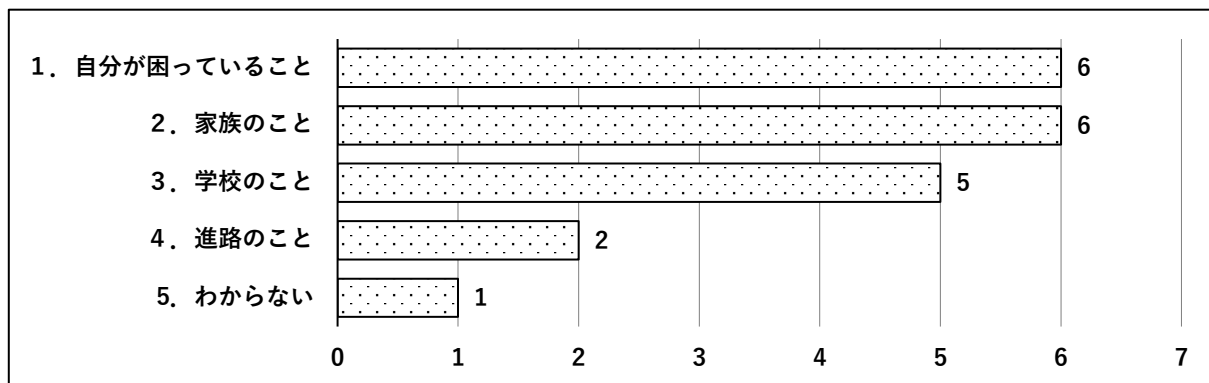
施設 N=84



答えたくない、未記入 N=1

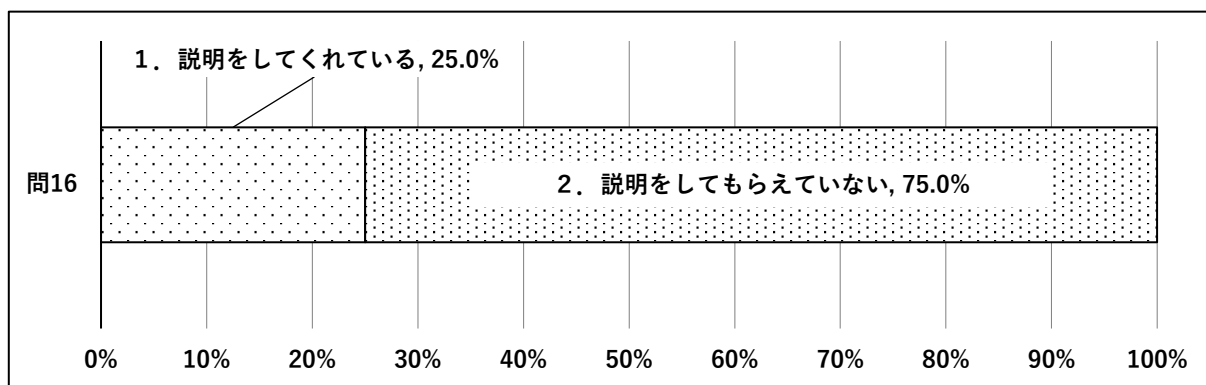


在宅 N=6

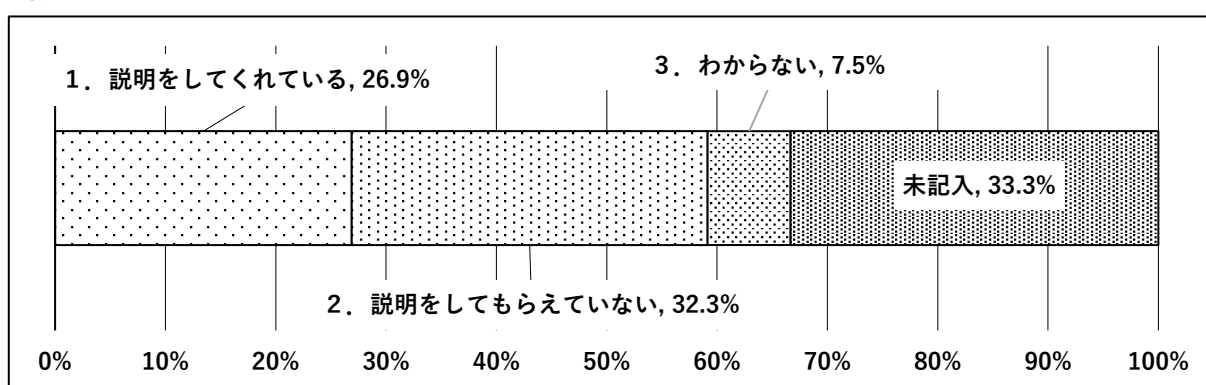


問 16 あなたのこれからのこと（いつまでここで生活するかなど）について、児童相談所の人は説明をしてくれていますか。 ※施設入所・里親委託中の子どもアンケート

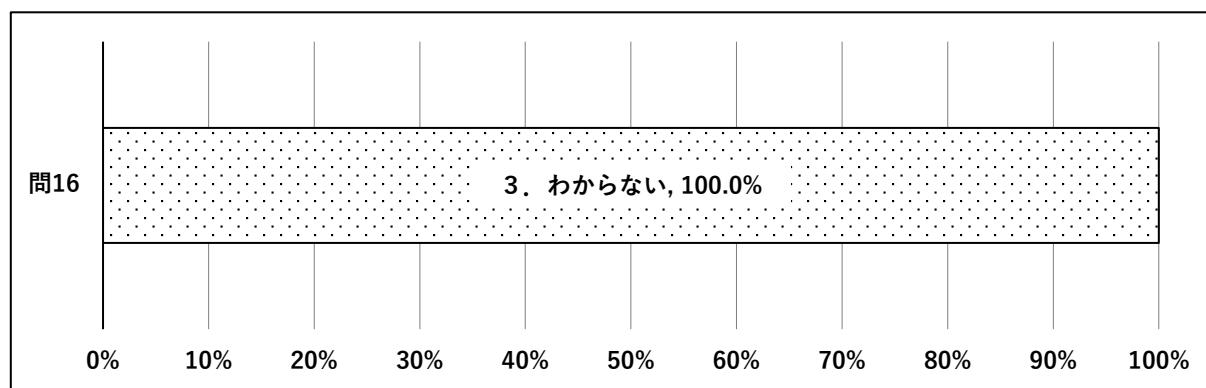
里親 N=4



施設 N=93



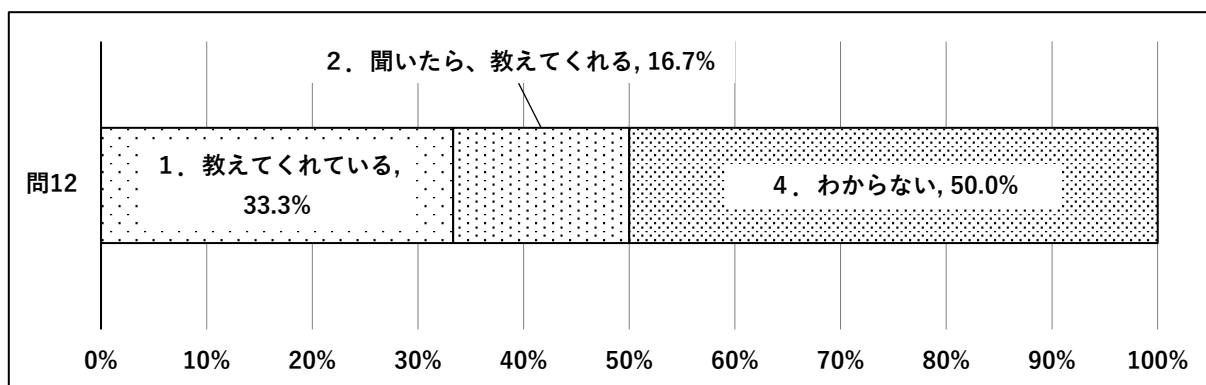
答えたくない、未記入 N=1



問 12 児童相談所の人は、あなたの家族と話した内容などについて教えてくれますか。

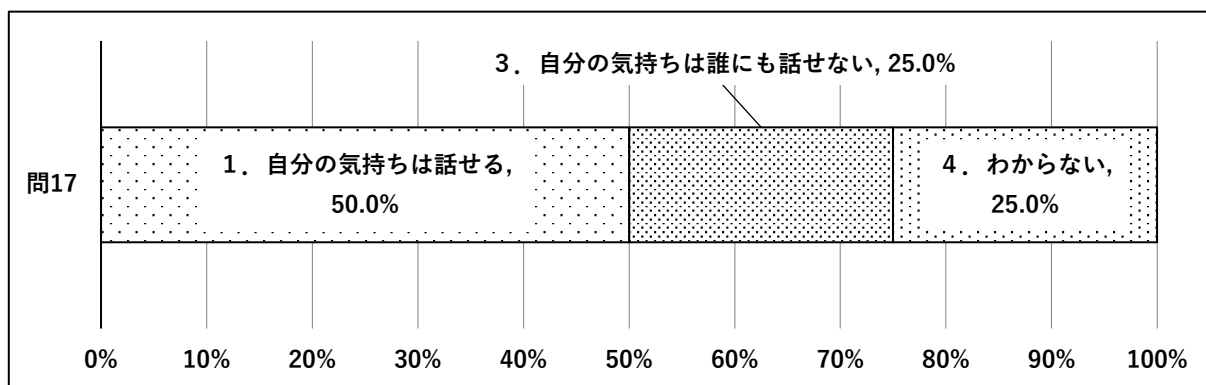
※在宅指導中の子どもアンケート

在宅 N=6

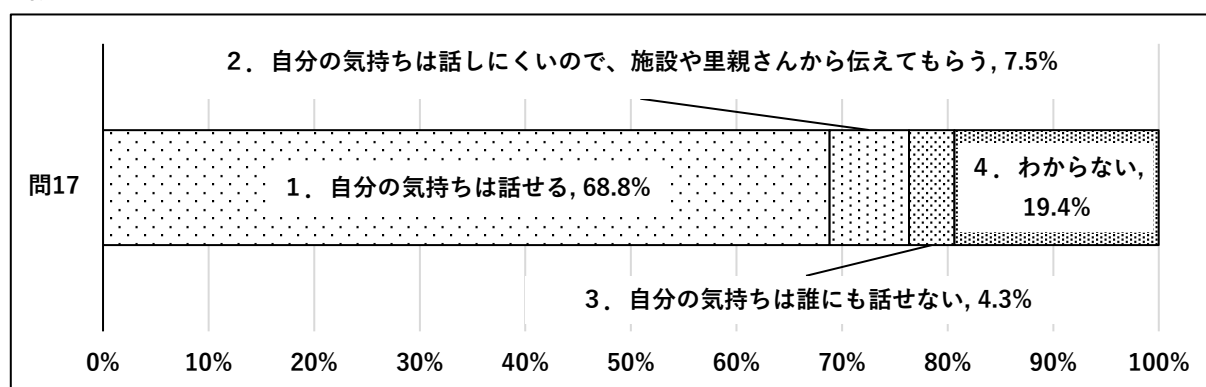


問 17 あなたのこれからのこと（いつまでここで生活するかなど）について、児童相談所の人に自分の気持ちを話せますか。 ※施設入所・里親委託中の子どもアンケート

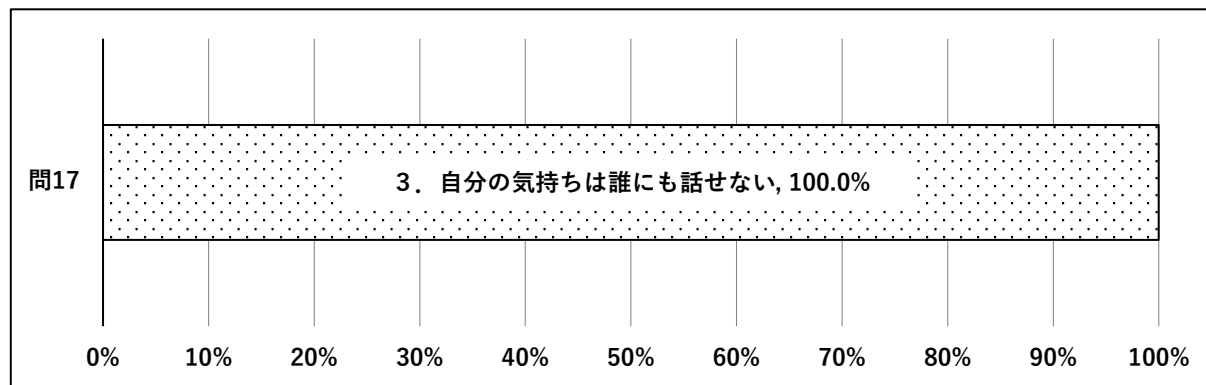
里親 N=4



施設 N=93

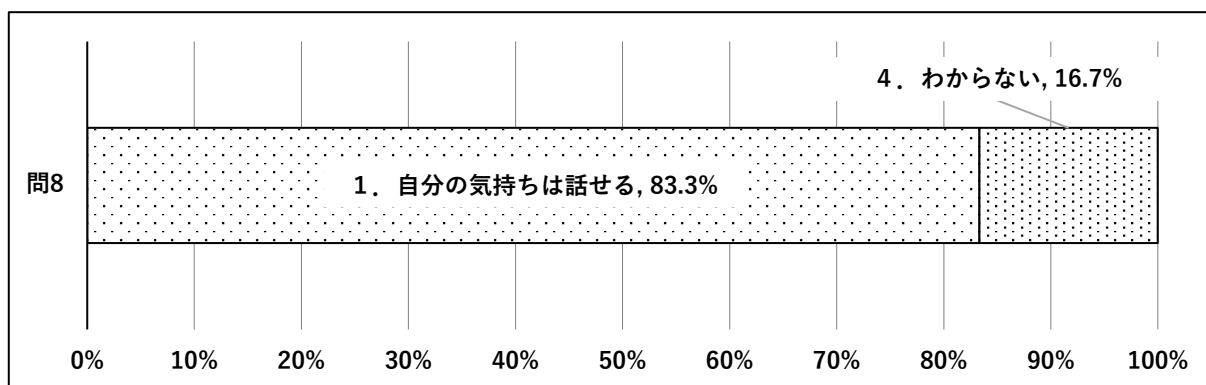


答えたくない、未記入 N=1



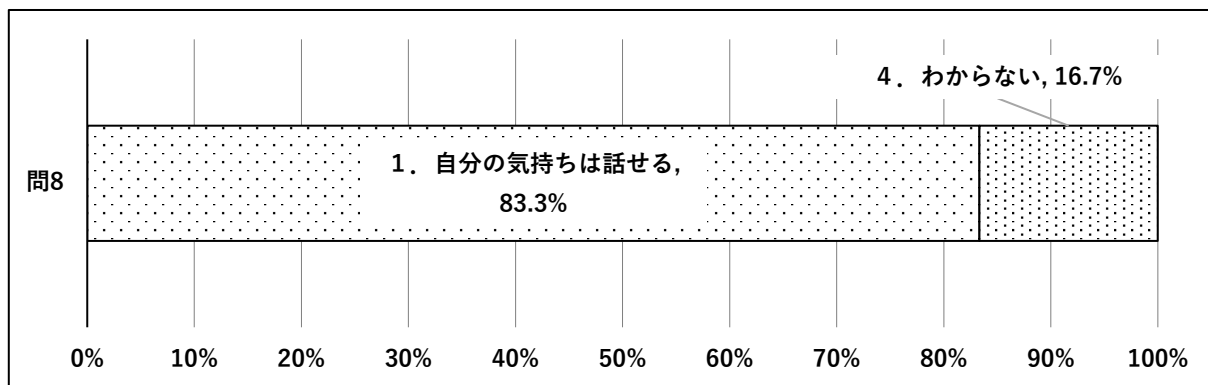
問 8 あなたは、児童相談所の人に自分の気持ちを話せますか。 ※在宅指導中の子どもアンケート

在宅 N=6

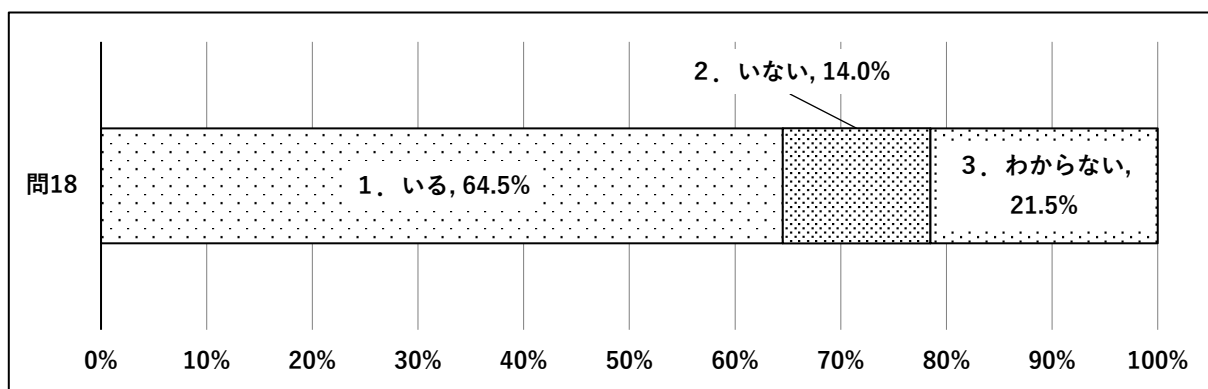


問 18 児童相談所の人や施設の職員、里親さん、家族以外で、あなたの意見や考えを聞いてくれる大人はいますか。

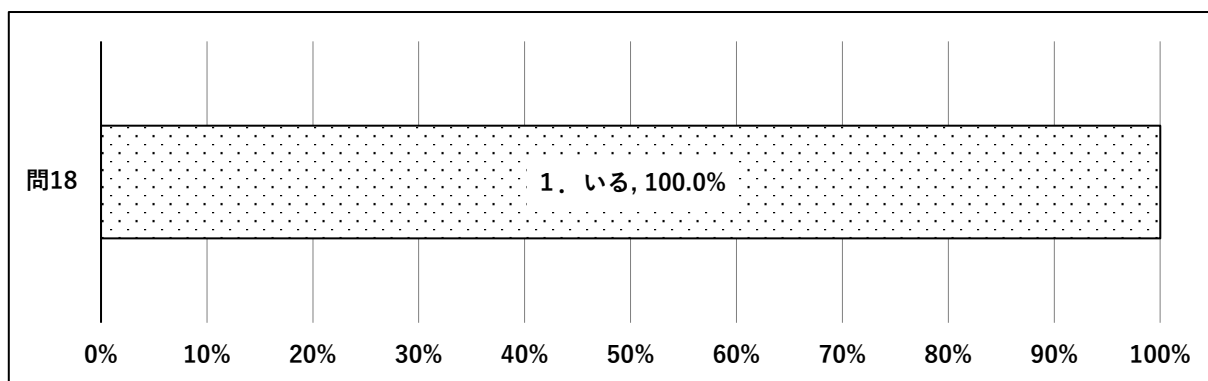
里親 N=4



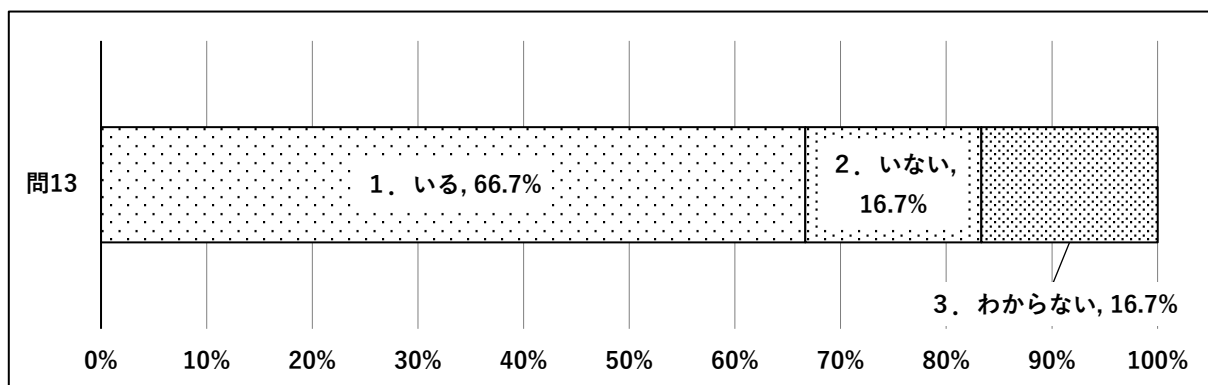
施設 N=93



答えたくない、未記入 N=1

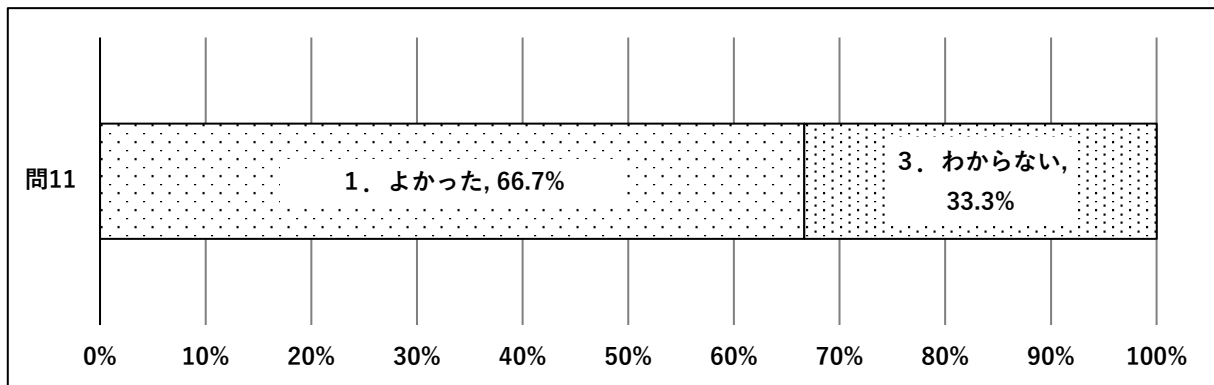


在宅 N=6



問 11 児童相談所の人に相談してよかったと思いますか。 ※在宅指導中の子どもアンケートのみ

在宅 N=6



児童相談所に対してご意見等あればご記入ください

関係機関アンケート

(2023年10月実施)

対象：児童相談所(自己評価)・管轄市町村・施設・里親

埼玉県中央児童相談所 2023 年度実施 関係機関アンケート集計結果

■回答者情報

市区町村	N=4
①種別	
1:市	3
2:町	1
3:区	0
4:村	0
5:その他	0
未記入	0
合計	4

里親	N=10
①種別	
11:養育	8
12:養子縁組	2
13:専門	0
14:親族	0
15:ファミリーホーム	0
未記入	0
合計	10

施設	N=28
①種別	
21:乳児院	4
22:児童養護施設	16
23:児童自立支援施設	1
24:児童心理治療施設	3
25 自立援助ホーム	0
26 障がい児入所施設	4
未記入	0
合計	28

②児相との連絡頻度 (おおむね)	
1:ほぼ毎日	3
2:週に数回	1
3:月に数回	0
4:年に数回	0
5:その他	0
未記入	0
合計	4

②所在地	
1:児相管内	8
2:児相設置自治体内	0
3:児相設置自治体外	1
未記入	1
合計	10

②所在地	
1:児相管内	4
2:児相設置自治体内	9
3:児相設置自治体外	15
未記入	0
合計	28

③2023年4月1日現在の児童数	
受託・入所児童数	
内当該児相分	

③2023年4月1日現在の児童数	
受託・入所児童数	
内当該児相分	

④児相との連絡頻度 (おおむね)	
1:ほぼ毎日	1
2:週に数回	0
3:月に数回	2
4:年に数回	6
5:その他	1
未記入	0
合計	10

④児相との連絡頻度 (おおむね)	
1:ほぼ毎日	5
2:週に数回	7
3:月に数回	13
4:年に数回	2
5:その他	1
未記入	0
合計	28

その他コメント:2ヶ月に1度の里親サロンで近況報告

その他コメント:必要に応じて

評価項目No.	1	子どもへの向き合い方は適切であるか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの意見や様子を見ながら対応していると思われる。 							
里親	N=10	10.0%	40.0%	20.0%	0.0%	30.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・年1回の家庭訪問でケースワーカーさんとお話しする機会がありましたが、適切にご対応いただいたと思います。 ・子どもが小さくまだ分からない。 ・経験ないので 							
施設	N=28	0.0%	78.6%	14.3%	3.6%	3.6%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な面接の実施、緊急時の対応の実施ある ・子どもとの面談の前に職員面談を実施し、子どもの状況等を理解した上で面談を実施している。子ども側の視点に立ちすぎてしまう時や事務的になりすぎている時もあり、よく見極めていただきたい。 ・遠方ながらも細い部分までいねいにおこなって頂いています。・担当によって関わり、取り組みの差がある。 ・そもそもの面接回数が少なく、消極的な印象。 ・子どもの心境や意向に配慮しているのかどうか疑問に感じる場面（ケース）が多い ・関わっている姿をほとんど見かけない。 							
評価項目No.	2	子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに寄り添って説明や支援等をしていると思われる。 							
里親	N=10	10.0%	10.0%	10.0%	20.0%	50.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・センシティブ問題でまだほとんどお世話になったことないので分かりません。 ・経験がないので 							
施設	N=28	3.6%	64.3%	28.6%	3.6%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利を伝えていくことも大事であるが、権利を誤解している児童もいる。 ・入所児の権利ノートの説明は基本的に施設が行っている。 ・子どもの年齢や理解に応じていない時がある ・権利ノートの説明をしている時としていない時がまちまちである。 ・確認しているのをみかけた事がない。 							

評価項目No.	3	子どもにとって重要な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0%
・聞き取りをする際に、必ず子どもの意見を聞き、最後に児童相談所の方針を伝えている。							
里親	N=10	0.0%	20.0%	0.0%	10.0%	70.0%	0.0%
・経験がないので							
施設	N=28	3.6%	57.1%	28.6%	7.1%	3.6%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> 告知の場面などに立ち合ってもらっている。 施設と連携してくれている。 子ども達からの家族に対する気持ちや意向を聴いていただいている。 問1に同じ。(そもそもの面接回数が少なく、消極的な印象。) なぜ施設に来たのかという説明が子どもの中に残っていない=わかるように説明したり、意向を確認したりしていないのでは?と感じる 本人が知る由のない重大な事実の告知について「本人の知りたい意向がないので…」等、不可解な論理で行おうとしないことがある。 問1参照。(関わっている姿をほとんど見かけない。) 乳幼児の施設のため、子どもからの意向・意見は聞けない。 							

評価項目No.	4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・丁寧に聞き取りを行っており、子どもの意見を尊重していると思われる。							
里親	N=10	0.0%	10.0%	0.0%	10.0%	80.0%	0.0%
・経験がなく分らない							
施設	N=28	3.6%	53.6%	21.4%	7.1%	14.3%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> 一時保護の際、児童の意向や面談など適切な時期に実施していくのは難しい時もある。 子どもの意見を代弁する職員と会話をつみ重ねている。措置権者の意向は強い。 意見がまとまらないケースでも児童福祉審議会が介入したケースを知らない。 親の意向を中心にした決定事項を児童に伝えることの方が多い(仕方ないこともあるが)。 子どもの意見を反映せずに児相(や担当CW)の意向で支援をすすめている 乳幼児の施設のため子どもの意見・意向確認できない。 							

評価項目No.	5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか					
児相評価	B						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数に対して、職員が少ないと感じる。 ・夜間・休日及び時間外の時に、担当児童相談所と連絡が取りずらく、担当者につながるまで時間がかかる。 							
里親	N=10	0.0%	20.0%	10.0%	20.0%	50.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・担当がすぐに代わってしまい、信頼関係を気づきにくい 							
施設	N=28	3.6%	32.1%	28.6%	7.1%	28.6%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・担当 CW のみではなく SV と伴に対応している。 ・担当 CW 不在の際にも同チームの CW が対応して頂ける。 ・全担当者とのケースの引き継ぎ等把握できていないこともある ・頭数は補充されているが知見や技量が不足している。 ・CW はいつも忙しさを訴えており、折り返しの電話がないことや、面接をお願いしても「行った方が良いですか」という対応だったこともあった。 ・児童相談所としての機能、必要な組織・体制が確保されていると思うが詳しくはわからない 							

評価項目No.	6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有を行う際、組織的な判断や対応が行えていると思われる。 							
里親	N=10	0.0%	30.0%	20.0%	20.0%	30.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有はきちんとされていると思いますが、経験の少ない職員への対応には疑問が残ります。里親サロンで推進担当の方は未就学児については詳しい方もいますが、小学生以上についてのアドバイスは先輩里親のアドバイザーに頼っています。もう少し経験のある方がいていただいた方が心強いです。 また、新しく着任された方の挨拶で「皆さんの話を聞いて勉強させていただきたい」というのを何度か聞きました。ご謙遜されているのかもしれませんが、サロンは担当者の勉強の場ではないと思いますので、言わない方がよいかと思います。 また、里親が話している時に携帯電話を使っていたり、担当者同士で話をしていた時がありました。業務上必要なことであれば席を外したり、始まる前に一言お話ししていただくなどの配慮をしていただいた方がよいかと思います。 ・サロンや訪問など複数の職員での対応をとっていると思います。 							
施設	N=28	3.6%	50.0%	17.9%	3.6%	25.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・同上。(担当 CW のみではなく SV と伴に対応している。) ・カンファレンスには複数名のケースワーカーで対応している ・昔に比べ複数対応のケースも増えたが、情報共有がされていないことも多い。 ・重心相談に関しては応じてもらえている印象がうすい。 							

評価項目No.	7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか
児相評価	B	

評価項目No.	8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか
児相評価	A	

評価項目No.	9	児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか					
児相評価	B						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
・ 不明。							
里親	N=10	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	90.0%	0.0%
施設	N=28	3.6%	32.1%	10.7%	0.0%	53.6%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設職員も講師として、児相職員向けに研修を行うこともあり ・ 行っているという話は聞いているが=技量が高い、とはなっていない。 ・ 人員不足を感じる。 ・ 対応の改善を依頼した職員の方について、その後も改善が見られていない。 ・ 問 5～問 14 は児相内部の動きなので実態がよくわかりません。 							

評価項目No.	10	情報の取り扱いが適切に行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・ 適切に行われていると思われる。							
里親	N=11	18.2%	45.5%	0.0%	9.1%	27.3%	0.0%
※「A」「わからない」の2つを選択された回答が1セットあり、それぞれ計上しています。							
・ すべては分らないが、私の場合は適切に行われていると思う。							
施設	N=28	25.0%	60.7%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%

評価項目No.	11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか					
児相評価	A						

評価項目No.	12	児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか					
児相評価	B						

評価項目No.	13	相談・通告の受付体制が確保されているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%
・外国人からの相談については不明。							

評価項目No.	14	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・市と協力して行うことができている。							

評価項目No.	15	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか					
児相評価	A						

評価項目No.	16	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・市と協力をして、迅速に対応ができている。							

評価項目No.	17	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・市と協力して、迅速な対応ができている。							
里親	N=10	10.0%	10.0%	10.0%	0.0%	70.0%	0.0%
・経験が無いので分らない。							
施設	N=28	3.6%	39.3%	25.0%	7.1%	25.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護の依頼が少ない。 ・保護所が満床で、不可能な状況であることは理解している。 ・意見書を出すまで動いてくれなかった。 							

評価項目No.	18	アセスメントに必要な調査が行えているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・市や関係機関と協力をして行えていると思われる。 							

評価項目No.	19	アセスメントが適切に行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集の際に質問を受けるが勉強になります。児相のアセスメントシートはあまり見たことがないので見てみたいです。 ・アセスメントシートの共有はされていない。 							
里親	N=10	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	80.0%	0.0%
施設	N=28	3.6%	53.6%	21.4%	3.6%	17.9%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ケースによってアセスメントが不十分な場合もあり、確認する事項もある。 ・アセスメントされている情報が内議書に記入されていないことがあるため記入していただくと助かる。 ・伺っても分からないと言われてしまう事や、担当が変わっているにもかかわらず会った事がない場合が多々みうけられる。 ・保護者対応を施設に任せがち。 							

評価項目No.	20	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・特に特定妊婦のアセスメントを知りたいです。 ・保健センターや対象家庭を知る期間に情報提供を求め、調査されていると思われる。 							

評価項目No.	21	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか
児相評価	A	

評価項目No.	22	援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・適切に行われていると思われる。 							

評価項目No.	23	援助方針の内容は適切か					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=8	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	50.0%	25.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・適切に行われていると思われる。 							
里親	N=10	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
施設	N=28	3.6%	71.4%	7.1%	0.0%	17.9%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画、養育状況を施設が作成する際に相談している。 ・ケース・担当によつての異なりは大きい。 							

評価項目No.	24	市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有や協議を迅速に行えている。 ・児相から市への説明については、職員によつて対応が違う。要対協の要保護児童等についての受け取り方は、市と児相で温度差があると感じる。 							

評価項目No.	25	在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	50.0%	25.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・適切に行われていると思われる。 							

評価項目No.	26	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・会議や日常的なやりとりを通して、適切に行われていると思われる。 							
里親	N=10	10.0%	20.0%	0.0%	0.0%	70.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関とのケースカンファレンスが必要時行われている。 ・再アセスは基本的に施設主導にて実施。 ・仕方がないことかもしれないが、家庭訪問など、家庭環境の確認を依頼した際に実施まで時間がかかってしまうことがある。 							
施設	N=28	0.0%	60.7%	25.0%	0.0%	14.3%	0.0%

評価項目No.	27	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	25.0%	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・密に連携が取れている。 ・いつも忙しそうであるのでこちらもどこまで情報を提供すべきか戸惑う。気になる点はあるが質問をしても良いのか困惑する。聞けば答えてくれる。 							
里親	N=10	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	80.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護の経験がないので 							
施設	N=28	3.6%	32.1%	10.7%	0.0%	53.6%	0.0%

評価項目No.	28	児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか
児相評価	A	

評価項目No.	29	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか
児相評価	A	

評価項目No.	30	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか
児相評価	A	

評価項目No.	31	社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか
児相評価	B	

		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%

・対応困難なケースについては関係機関と都度協議を行っている。

里親	N=10	0.0%	30.0%	0.0%	10.0%	60.0%	0.0%
----	------	------	-------	------	-------	-------	------

施設	N=28	3.6%	32.1%	17.9%	3.6%	42.9%	0.0%
----	------	------	-------	-------	------	-------	------

・人員不足を感じる。特に入所後は業務多忙が大変そう。

評価項目No.	32	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか
児相評価	A	

		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=10	10.0%	30.0%	20.0%	0.0%	40.0%	0.0%

・里親には自立支援計画の内容の変更等が伝えられないことが多い。

施設	N=28	3.6%	50.0%	28.6%	0.0%	17.9%	0.0%
----	------	------	-------	-------	------	-------	------

- ・事前に情報交換、また措置になってからも本児に必要な時には出向いて頂けた。
- ・やりとりは適切に行えている。可能であれば更なる検討の機会がほしい。
- ・入所前に"事前相談"という形で協ギを依頼しているが、その協議への参加はしてくださっています。
- ・協議を行っていると思うが施設へ協議内容など具体的に情報が提供されることは少ないように感じる。

評価項目No.	33	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、 子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=10	0.0%	80.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%
施設	N=28	7.1%	60.7%	14.3%	3.6%	14.3%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・保護所の状況により、短い時間での入所前交流となるケースが多い。 ・最近そういったケースがない。 							

評価項目No.	34	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=10	30.0%	40.0%	0.0%	0.0%	30.0%	0.0%
施設	N=28	0.0%	64.3%	17.9%	10.7%	7.1%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ケース、担当で異なる。 ・訪問調査を実施する児としない児の違いが不明。 ・施設まかせや一時保護を受けたくない姿勢が強く「子どものため」を考えた対応をとってもらえている印象は薄い。 ・どちらかと言うと施設に入所したあとはこちらから依頼しないと面会に来ないことが多い印象。（こまめに連絡や面会をしてくれる方もいます） 							

評価項目No.	35	援助方針の見直しが適切に行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=10	0.0%	20.0%	10.0%	10.0%	60.0%	0.0%
施設	N=28	0.0%	53.6%	17.9%	14.3%	10.7%	3.6%
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の意向に流されやすい印象。 ・援助方針の変更が届いたことはない。 ・見直しを行ったものが書面として提供されることは少ない。 							

評価項目No.	36	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=10	0.0%	10.0%	10.0%	20.0%	50.0%	10.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・委託後3年以上経つが一度も見直しをされた計画書を配布されていない。 							
施設	N=28	0.0%	39.3%	32.1%	17.9%	10.7%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・見直しは施設主導。児相がどこまでハイクしているのが疑問。 ・自立支援計画の見直しに児相が指導や助言をしてもらうことがあまりないです。提出は求められますが…。 ・協議の中で、自立支援計画について取り扱われる機会が少なく、どのように取り扱われているか不明な所がある。 ・自立支援計画の指導・助言は受けていない。 ・年一すら確認がない事や担当が変更になっていても全く連絡がない。 ・こちらで作成した自立支援計画書についてのコメントをもらったことがありません。 ・児童相談所から自立支援計画書の提出がない。 							

評価項目No.	37	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=10	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	90.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・経験がないので分らない。 							
施設	N=28	14.3%	60.7%	7.1%	0.0%	17.9%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・28条、非開示、支援措置等適切に行っている。 							

評価項目No.	38	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=10	10.0%	20.0%	0.0%	0.0%	70.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・たよりになります。感謝。 ・経験がないので 							
施設	N=28	10.7%	57.1%	17.9%	3.6%	10.7%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・入所中の児の面会で、乳児院に対しての苦情等ありましたが対処していただきました。 ・児童自立支援施設の特性上、問題行動に対しての措置変更は難しい。 ・子どもとの面接が少なく、そもそもあまり聞けていない。 							

評価項目No.	39	一時帰宅における対応が適切に行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=10	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・経験がないので 							
施設	N=28	3.6%	60.7%	14.3%	3.6%	17.9%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・外泊する場合は必ず児相・院・家庭3者で話し合いを行った上でやっている。 ・家庭訪問を経ての許可をしている。休日、夜間稼働していない為、スムーズに進まない事もある ・一時帰宅の判断が、児相や保護者の意向のみで児童の状態等見立て（アセスメント）をした上で判断されたものではない ・保護者とのやりとりが施設まかせで、家庭訪問を依頼するが消極的なCWがいた。 							

評価項目No.	40	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=10	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	90.0%	0.0%
施設	N=28	3.6%	71.4%	10.7%	0.0%	14.3%	0.0%

評価項目No.	41	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか					
児相評価	A						
市区町村	N=4	0.0%	50.0%	0.0%	25.0%	0.0%	25.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関につながるよう協議、調整ができています。 ・ケースによって、市を交えて協議する時と連絡なく措置解除になることがある。 							
里親	N=10	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
施設	N=28	7.1%	46.4%	14.3%	0.0%	32.1%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・措置解除後の見通しが甘いのでは・・・と感じることが少なくないです。 							

評価項目No.	42	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%
・適切に行われていると思われる。							
里親	N=10	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
施設	N=28	3.6%	60.7%	10.7%	0.0%	25.0%	0.0%

評価項目No.	43	子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=10	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	90.0%	0.0%
施設	N=28	3.6%	28.6%	10.7%	3.6%	53.6%	0.0%

評価項目No.	44	18歳を超えても、必要なケースについては支援を行なっているか					
児相評価	A						

評価項目No.	45	家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=10	10.0%	40.0%	10.0%	10.0%	30.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> この2～3年でとても良くなったと感じます。 里親は増えているのに、委託が増えない。研修ばかりで、何年も飼い殺しのような状態。説明も毎回同じようなことしかない。 							
施設	N=28	0.0%	21.4%	10.7%	10.7%	57.1%	0.0%
・里親に関するスタッフが増え、様々な研修を行っている							

評価項目No.	46	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
里親	N=10	0.0%	30.0%	0.0%	0.0%	70.0%	0.0%
・経験がないので							
施設	N=28	0.0%	21.4%	10.7%	7.1%	60.7%	0.0%

評価項目No.	47	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか					
児相評価	A						

評価項目No.	48	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
・適切に行っていると思われる。							
里親	N=10	0.0%	40.0%	10.0%	0.0%	50.0%	0.0%
施設	N=28	7.1%	53.6%	17.9%	7.1%	14.3%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・施設も同様だがとても難しい。 ・CWが親との関係につまずきがあると施設に丸投げの時がある。 ・消極的な印象。家庭引き取りに向け措置停止、解除の時期を含め三者協議を提案した所「必要あります？」との反応。施設としては必要性を感じているから伝えているが「保護者が応じないので？」と、確認をとる前から逃げ腰。 							

評価項目No.	49	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉審議会の意見聴取を行っているか、不明。 							
里親	N=10	0.0%	10.0%	0.0%	10.0%	80.0%	0.0%
施設	N=28	7.1%	53.6%	14.3%	7.1%	17.9%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保ゴ者の理解や同意を得るよう努めていると思いますが、児童側の配慮が欠けていることが多い(バランスをとるのは難しいと思うのですが・・・) ・ 施設まかせ(特にクレームの多い親のケース) 							

評価項目No.	50	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか					
児相評価	A						

評価項目No.	51	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な指導・支援を行っていると思われる。 							
里親	N=10	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	90.0%	0.0%
施設	N=28	0.0%	71.4%	10.7%	14.3%	3.6%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生い立ちの整理が必要な場合には、本人を連れてきて、小 2~ころの様子の情報や暮らしていた* (※読解不能) を見ることがある。 ・ 生い立ちの整理を年単位で先伸ばしにされ、昨年度ようやく実施したが、子どもにとって必要だったタイミングは逃した。 ・ 子どもに添った内容やタイミングで行われていない 							

評価項目No.	52	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ ケース会議を通して役割分担や連携方法を確認し、共有されている。 							

評価項目No.	53	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 役割分担や連携方法等について協議を行っている。 ・ ケースごとに児相と市の役割を確認している。 							

評価項目No.	54	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応が早く、丁寧。 ・ 相談をしたくても「児相に情報提供はない」「記録に残さないのであれば相談に乗る」等言われます。相談しづらいです。相談をすることが悪いのかと悩みます。 ・ 市から相談し同行訪問等をお願いするも、児相自らが協力することはない。 							

評価項目No.	55	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談をした場合に、適切な回答が得られる。 							

評価項目No.	56	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか					
児相評価	A						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・役割・機能を果たしていると思われる。							

評価項目No.	57	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか					
児相評価	B						
		S	A	B	C	わからない	未記入
市区町村	N=4	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%
・研修以外の質向上の取り組みについては不明。							

評価項目No.	58	児童福祉審議会からの意見聴取や報告を適切に行っているか					
児相評価	A						

■児童相談所に対するご意見

【市町村】

・地域からは児相への要望ばかりが出て「そんな暇ではない」とお考えであろうと日々思っています。地域としては児相が普段どのような業務をしているかが見えないのでいろいろ要望が出たりするのではないかと感じます。お忙しいと存じますが、テキスト等の単語ではなく実際の児相の業務について知る機会があると嬉しいです。(ケースワーカーの一日、児相サイドの地域への情報照会の様子、ケースの電話相談等。)

・児相が取り扱っているケースの管理や処遇決定の流れを書面で見たことはなく、どのように管理されているわかりません。
児相職員の後輩育成については、どのようにされているか興味があります。

【里親】

・市で開かれる一年に一度の総会に中央児童相談所の方がいらっしゃるのですが、毎年ごく一般的でおなじ話が多く、データは Web で見られるものもあり行かなくなっていました。手渡される資料についても表計算等の間違いが多く、支払等もとてもおそく、成果だけでなく速さや正確さを当然の事として求められた一般企業のやりかたとはとても違います。でも、子どもとの向き合い方、自信が無くなった時のフォロー等、里親に対しても一生懸命になって支援してくれます。続けてこられたのは担当の方々がいらしたおかげです。

質問は該当しないものが多く「わからない」ばかりになってしまいました。ごめんなさい。養育里親向きでない問い(例えば「アセスメント」「進行管理」「市区町村に対する情報共有」など)がいくつかあって答えようがありませんでした。

・二ヵ月に一度児童相談員、里親での研修会で里子の近況報告を行います。色々な年齢の里子さんを養育されている里親さん達のお話を聞かせていただける事は大変勉強になります。児童相談所の職員の方から感想や労いの言葉はいただけるのですが、それプラス、アドバイス、過去の事例等もお聞かせいただきたいと思います。又は、児童心理に詳しい方などが同席していただくと大変ありがたいです。

・担当者が4、5年で代わるせいか経緯がわかっておらず、1から説明をしないといけない。偶々、配属になり、数年で移動するせいかやる気を感じられない。

1年に1回の面談の、日程設定が遅い。

適任と思える方が少ない。

法律の問題が大きいと思うが、里子に出せる子がもっと増えるように動いて頂きたい。

委託を待っている里親のフォローをもっとして頂きたい。

施設に沢山子供達が溢れていて、社会貢献も兼ねて里親になったはいいが、何年も待たされるのは矛盾を感じます。法律の壁があるのならば、児童相談所の立場から国に問題を投げかけてほしい。実親は、義務も果たせてないのに権利が強すぎる。

【施設】

・情報共有ができています。

・人員不足、また担当によつての差があるように感じる。特に新規採用職員への指導、育成は大変そう。しかし、人員不足を解消するために今は過度期のように感じる。

・日々子どものケースワークをしていただき助かってます。

・日々様々な案件にご尽力いただいていることに感謝いたします。県内各児相により、案件に対する対応が異なる(移行支援への取りくみなど)。入所後一定期間は子どもに関する連絡が来るが、担当者の変更等があると事務的な連絡のみとなっている。18才での施設退所後の進路決定まで積極的に関わっていただきたい(措置を解除する、継続するの連絡はあっても今後どうしていくかとの話は少ない)。施設入所が決定し子どもの安全が確保されると「あとは施設が」という対応も少なくない。

・児相と施設では立場が違うので、意見が異なることがあるのは当然だが、協議に消極的であったり、子どもの問題行動を報告すると「一時保護しても意味ないですよ」というような発言を聞くと『子どもにとって良い方向』を目指すからこそその意見の相違ではなく、目指す方向がそもそも違うのではないかと感じる。

子どもの様子を伝えるのは子どもを見たくないからでも一時保護してほしいからでもなく、『子どものため』という同じ目標を持つ、異なる立場からのアセスメントや助言がほしいからということを理解していただきたい。

多忙でストレスも多い職場ということは理解の上、互いに気持ちよく意見し合えるような姿勢、言動をとることができるメンタルヘルスを心掛けられれば、と考える。

・面談等を定期的に設定しているケースはCWと良好な関係が築けていると思います。高校生になると児童との面談設定は難しい時もありますが、進路の件もあり早めに協議等行い、児童への意識づけも高めていきたいと思っています。一時保護児童への面談や説明をもう少し丁寧に実施していただけると有難いです。

・○相談所職員によって考え方、方針が異なることがあり、担当が変わってしまうと方針まで変わってしまう事があり。児童支援として決定する際に児童相談所としての方針が統一される仕組みとなるよう整えていただけると有難い。

○生い立ちの整理の取り扱いについて、児童相談所職員ごとの価値観に左右され、支援が進まない、扱ってもらえないということがある。児童支援の土台となり、とても重要な取り組みであり、共通の認識をもって判断していただきたい。